

A

令和 8年 2月19日提出

第 1 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 1 号議案	令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）……………	別冊
第 2 号議案	令和 7 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）…	別冊
第 3 号議案	令和 7 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 4 号議案	令和 7 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）・	別冊
第 5 号議案	令和 7 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号）…	別冊
第 6 号議案	令和 7 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）…	別冊
第 7 号議案	令和 7 年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 8 号議案	令和 7 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 号）・	別冊
第 9 号議案	令和 7 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 10 号議案	令和 7 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 11 号議案	令和 7 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 12 号議案	令和 7 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 13 号議案	令和 7 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 14 号議案	浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について……………	8
第 15 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	13
第 16 号議案	浜松市歯科口腔保健推進条例の一部改正について……………	15
第 17 号議案	浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について……………	18
第 18 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について……………	22
第 19 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について……………	29
第 20 号議案	浜松市災害救助基金に関する条例の制定について……………	33

第 21 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事 (舞台音響映像設備工事))	36
第 22 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事 (舞台機構設備工事))	37
第 23 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事 (舞台照明設備工事))	38
第 24 号議案	工事請負契約締結について ((仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業設計建設工事)	39
第 25 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度(債務)高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 (国)152 号(池島-大原)5 号補強土基礎工事(第 1 工区))	41
第 26 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度(債務)高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 (国)152 号(池島-大原)道路改良工事(第 1 工区 4 号補強土壁工))	42
第 27 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度(債務)斎場施設整備事業(市)雄踏西ヶ崎パーク線道路改良工事)	43
第 28 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度(債務)国県道整備国交付金事業(社資交)(国)152 号(浜北天竜 BP)道路改良工事)	44
第 29 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 7 年度土木施設災害復旧事業(国)362 号(瀬居)道路災害復旧工事 (7 災第 2 号))	45
第 30 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車(CD-I 型)2 台)	46
第 31 号議案	物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付積載車 2 台)	47
第 32 号議案	物品購入契約締結について (災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I 型 C A F S)3 台)	48
第 33 号議案	市有財産の無償譲渡について(旧基幹集落センター)	49
第 34 号議案	指定管理者の指定について (浜松アリーナ)	50

第 35 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北障害者生活介護施設光の園) ……………	51
第 36 号議案	指定管理者の指定について (浜松まつり会館) ……………	52
第 37 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園 (江之島地区)) ……………	53
第 38 号議案	指定管理者の指定について (舘山寺総合公園) ……………	54
第 39 号議案	市道路線認定について……………	別冊
第 40 号議案	市道路線廃止について……………	別冊
第 41 号議案	市道路線変更について ……………	別冊
報 第 1 号	専決処分の承認について (令和 7 年度浜松市一般会計補正予算 (第 6 号)) ……………	55
報 第 2 号	専決処分の報告……………	66
監報第 1 号	定期監査等の結果に関する報告について……………	別冊
監報第 2 号	例月出納検査の結果に関する報告について……………	別冊
第 42 号議案	令和 8 年度浜松市一般会計予算……………	別冊
第 43 号議案	令和 8 年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
第 44 号議案	令和 8 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算……………	別冊
第 45 号議案	令和 8 年度浜松市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
第 46 号議案	令和 8 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
第 47 号議案	令和 8 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算……………	別冊
第 48 号議案	令和 8 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算……………	別冊
第 49 号議案	令和 8 年度浜松市育英事業特別会計予算……………	別冊
第 50 号議案	令和 8 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算……………	別冊
第 51 号議案	令和 8 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算……………	別冊
第 52 号議案	令和 8 年度浜松市駐車場事業特別会計予算……………	別冊

第 53 号議案	令和 8 年度浜松市公債管理特別会計予算	別冊
第 54 号議案	令和 8 年度浜松市病院事業会計予算	別冊
第 55 号議案	令和 8 年度浜松市水道事業会計予算	別冊
第 56 号議案	令和 8 年度浜松市下水道事業会計予算	別冊
第 57 号議案	浜松市防災会議条例の一部改正について	76
第 58 号議案	浜松市龍山入浴施設条例の一部改正について	79
第 59 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	81
第 60 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部改正について	83
第 61 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	86
第 62 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	97
第 63 号議案	浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例の廃止について	112
第 64 号議案	浜松市子ども・子育て支援法施行条例等の一部改正について	113
第 65 号議案	浜松市春野福祉センター条例の一部改正について	120
第 66 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について	124
第 67 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	128
第 68 号議案	浜松市勤労福祉センター条例の一部改正について	143
第 69 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	145
第 70 号議案	浜松市風致地区条例の一部改正について	148
第 71 号議案	浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について	151
第 72 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	174
第 73 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	178
第 74 号議案	浜松市立幼稚園条例の一部改正について	183
第 75 号議案	浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正について	188

第 76 号議案	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の整備に関する条例の制定について……………	190
第 77 号議案	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について	202
第 78 号議案	包括外部監査契約締結について……………	208

第 14 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年浜松市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区又は選挙の行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場（浜松市議会議員及び浜松市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和61年浜松市条例第54号）に基づき設置されたポスターの掲示場をいう。以下同じ。）の数に1.2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区又は選挙の行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場（浜松市議会議員及び浜松市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和61年浜松市条例第54号）に基づき設置されたポスターの掲示場をいう。以下同じ。）の数に1.2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定</p>

めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27万655円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 29万3,440円と30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年浜松市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)	(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)
第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づ	第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づ

き当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（浜松市議会議員又は浜松市長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の6第1項の表法第142条第1項第5号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分及び再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 浜松市議会議員の選挙の場合又は浜松市長の選挙であって当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 浜松市長の選挙であって、当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの

き当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（浜松市議会議員又は浜松市長の選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の6第1項の表法第142条第1項第5号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分及び再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 浜松市議会議員の選挙の場合又は浜松市長の選挙であって当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭

(2) 浜松市長の選挙であって、当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円と5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの

作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）	作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（以下これらを「新条例」という。）の規定は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）の施行の日以後その期日を告示される浜松市議会議員及び浜松市長の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された浜松市議会議員及び浜松市長の選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規定による改正前の浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定に基づいて支払われた公費は、新条例の規定による公費の内払とみなす。

第 15 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊作業手当)</p> <p>第11条 特殊作業手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(特殊作業手当)</p> <p>第11条 特殊作業手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣の殺処分及び死体の埋却の作業その他これらに準じる作業として規則で定めるものに従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前項第3号の作業 作業に従事した日</u> <u>1日につき380円</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 16 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市歯科口腔保健推進条例の一部改正について

浜松市歯科口腔保健推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市歯科口腔保健推進条例の一部を改正する条例

浜松市歯科口腔保健推進条例（平成26年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施策の実施)</p> <p>第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発</p> <p>(2) 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨</p> <p>(3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進するための運動をいう。）その他の歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の推進</p> <p>(4) <u>乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における</u>歯科疾患の予防対策</p> <p>(5) 個別的に又は公衆衛生の見地から行う科学的根拠に基づいた歯科疾患の効果的な予防のための措置</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 災害時における応急的な歯科医療の提供等に関し必要な施策</p>	<p>(施策の実施)</p> <p>第9条 市は、市民の<u>生涯を通じた継続的で切れ目のない</u>歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 歯科口腔保健に関する知識及び<u>適切な食べ方の習得</u>その他歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発</p> <p>(2) 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は<u>歯科医療を受けること</u>の勧奨</p> <p>(3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進するための運動をいう。）その他の歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動及び<u>オーラルフレイル予防（歯と口腔の様々な機能の軽微な衰えを予防することをいう。）</u>の推進</p> <p>(4) <u>ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。）</u>を踏まえた歯科疾患の予防対策</p> <p>(5) 個別的に又は公衆衛生の見地から行う科学的根拠に基づいた歯科疾患の効果的な予防及び<u>社会経済的要因による歯と口腔に関する健康格差の縮小</u>のための措置</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 災害時における<u>口腔ケアによる歯と口腔の健康の保持</u>、応急的な歯科医療の提供</p>

(8)・(9) (略)	等に関し必要な施策 (8)・(9) (略)
-------------	--------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 17 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正に
ついて

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

第2条 浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(売買取引の方法)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項第1号アの市長が定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第60条第1項に規定する浜松市地方卸売市場取引委員会（以下「市場取引委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を<u>市場内に掲示しなければならない。</u></p> <p>5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる食肉について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を<u>卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に周知しなければならない。</u></p> <p>(開設者による売買取引の結果等の公表)</p> <p>第40条 (略)</p>	<p>(売買取引の方法)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項第1号アの市長が定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第60条第1項に規定する浜松市地方卸売市場取引委員会（以下「市場取引委員会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を<u>インターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。</u></p> <p>5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる食肉について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を<u>インターネットの利用その他の適切な方法により、関係者に周知しなければならない。</u></p> <p>(開設者による売買取引の結果等の公表)</p> <p>第40条 (略)</p> <p><u>(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)</u></p> <p><u>第40条の2 市長は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 取扱品目(取扱予定がないものを除く。)</u> <u>のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)</u>第42条第1項に規定する指定飲食料品等(以下「指定飲</p>

<p>(委託手数料)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、第2項の規定により届け出た委託手数料の率を<u>卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等</u>により、委託者に周知しなければならない。</p>	<p><u>食料品等」という。)</u></p> <p><u>(2) この条の規定(前号に係るものに限る。)</u> <u>に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する事項として規則で定めるもの</u></p> <p>(委託手数料)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、第2項の規定により届け出た委託手数料の率を<u>インターネットの利用その他の適切な方法</u>により、委託者に周知しなければならない。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 18 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		
1 有料公園施設			1 有料公園施設		
名称	利用日	利用時間	名称	利用日	利用時間
(略)			(略)		
遠州灘海浜公園	(略)	(略)	遠州灘海浜公園	(略)	(略)
	江之島ビーチコート			浜松江之島ビーチコート	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		
別表第3（第10条・第29条関係）			別表第3（第10条・第29条関係）		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 遠州灘海浜公園			4 遠州灘海浜公園		
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
(4) <u>江之島ビーチコート</u>			(4) <u>浜松江之島ビーチコート</u>		
利用区分		利用時間区分	利用時間区分		午前9時から午後5時まで
		午前9時から午後5時まで 2時間につき	午前9時から午後5時まで 1時間につき		
全面	一般	円	全面	入場料を徴収する場合	円
	小中高生	2,200		一般	6,160
半面	一般	1,100	2分の1面	入場料を徴収しない場合	3,080
	小中高生	1,100		小中高生	1,540
		550	4分の1面	入場料を徴収する場合	3,080
				入場料を徴収しない場合	1,540
				小中高生	770
				小中高生	770

入場料を徴収 しない場合	一般	770
	小 中 高生	380

備考

- 1 利用時間は、午前9時から午前
11時まで、午前11時から午後1
時まで、午後1時から午後3時まで
又は午後3時から午後5時までとす
る。

2・3 (略)

5～19 (略)

別表第4 (第25条関係)

1 (略)

2 都市公園 (無料)

都市公園名	業務
遠州灘海浜公園(江 之島地区(江之島ア ーチェリー場及び 江之島ビーチコー トを除く。))	(略)
相生公園	
(略)	

3～5 (略)

6 都市公園施設 (利用料金)

都市公園施設名	業務
(略)	(略)
遠州灘海 古橋廣之 浜公園 進記念浜 松市総合 水泳場 江之島ア ーチェリ ー場 江之島ビ ーチコー ト	
(略)	
(略)	

備考

- 1 利用時間の開始は正時からとし、
利用時間の終了は正時までとする。

2・3 (略)

5～19 (略)

別表第4 (第25条関係)

1 (略)

2 都市公園 (無料)

都市公園名	業務
	(略)
相生公園 (略)	

3～5 (略)

6 都市公園施設 (利用料金)

都市公園施設名	業務
(略)	(略)
遠州灘海 古橋廣之 浜公園 進記念浜 松市総合 水泳場 江之島ア ーチェリ ー場 浜松江之 島ビーチ コート	
(略)	
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第1（第7条関係）

1 有料公園施設

名称	利用日	利用時間
(略)		
遠州灘海浜公園	(略)	(略)
江之島ビーチコート	1月4日から12月28日まで(月曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで
(略)		

備考 (略)

2 (略)

別表第3（第10条・第29条関係）

1～3 (略)

4 遠州灘海浜公園

(1)～(3) (略)

(4) 浜松江之島ビーチコート

利用区分	利用時間区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	
		一般	円
全面	入場料を徴収する場合	一般	6,160
		小中高生	3,080
	入場料を徴収しない場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
2分の1面	入場料を徴収する場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
	入場料を徴収しない場合	一般	1,540
		小中高生	770
4分の1面	入場料を徴収する場合	一般	1,540
		小中高生	770
	入場料を徴収しない場合	一般	770
		小中高生	380

別表第1（第7条関係）

1 有料公園施設

名称	利用日	利用時間
(略)		
遠州灘海浜公園	(略)	(略)
江之島ビーチコート		
(略)		

備考 (略)

2 (略)

別表第3（第10条・第29条関係）

1～3 (略)

4 遠州灘海浜公園

(1)～(3) (略)

(4) 浜松江之島ビーチコート

ア 施設

利用区分	利用時間区分	午前9時から午後9時まで1時間につき	
		一般	円
西コート	入場料を徴収する場合	一般	6,160
		小中高生	3,080
	入場料を徴収しない場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
2分の1面	入場料を徴収する場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
	入場料を徴収しない場合	一般	1,540
		小中高生	770
4分の1面	入場料を徴収する場合	一般	1,540
		小中高生	770
	入場料を徴収しない場合	一般	770
		小中高生	380

		高生	
--	--	----	--

			高生	
東 コ ー ト	全 面	入場料を徴収 する場合	一般	9,240
			小 中 高生	4,620
		入場料を徴収 しない場合	一般	4,620
			小 中 高生	2,310
	2分 の1 面	入場料を徴収 する場合	一般	4,620
			小 中 高生	2,310
		入場料を徴収 しない場合	一般	2,310
			小 中 高生	1,150
	3分 の1 面	入場料を徴収 する場合	一般	3,080
			小 中 高生	1,540
		入場料を徴収 しない場合	一般	1,540
			小 中 高生	770
6分 の1 面	入場料を徴収 する場合	一般	1,540	
		小 中 高生	770	
	入場料を徴収 しない場合	一般	770	
		小 中 高生	380	

備考

- 1 (略)
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 3 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 3 (略)

イ 会議室等

	利用時間区分	午前9時から午後9時まで	1
利用区分		時間につき	

会議室	入場料を徴収する場合	一般	円 2,000
		小中高生	1,000
	入場料を徴収しない場合	一般	1,000
		小中高生	500
多目的室	入場料を徴収する場合	一般	1,600
		小中高生	800
	入場料を徴収しない場合	一般	800
		小中高生	400

備考

1 利用時間の開始は正時からとし、
利用時間の終了は正時までとする。

2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額

(2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ウ 照明設備

利用区分			金額
西 コ ー ト 1 ・ 2	全面	入場料を徴収する場合	1時間につき 4,400
		入場料を徴収しない場合	(15分未満の端数は切り捨て、15分以上
	2分の1面	入場料を徴収する場合	2,200
		入場料を徴収しない場合	1,100

5～19 (略)	4分 の1 面	入場料を徴収 する場合	は1時 間とす る。)	<u>1,100</u>
		入場料を徴収 しない場合		<u>550</u>
5～19 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定 規則で定める日
 - (3) 第2条の規定 規則で定める日
- 2 浜松江之島ビーチコートに係る第1条の規定による改正後の浜松市都市公園条例第7条の2の規定による許可及び同条例第29条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。
- 3 浜松江之島ビーチコートに係る第2条の規定による改正後の浜松市都市公園条例第7条の2の規定による許可及び同条例第29条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

第 19 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市火災予防条例の一部改正について

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例

浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)<u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第11号から第14</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2</u> <u>サウナ室に設ける放熱設備</u>(以下「<u>サウナ設備</u>」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p><u>第44条</u> 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3</u> <u>一般サウナ設備</u>(簡易サウナ設備以外の<u>サウナ設備</u>(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p><u>第44条</u> 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2</u> <u>簡易サウナ設備</u>(個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に設置しようとする改正後の第 4 4 条第 6 号の 2 に規定する簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）又は同条第 7 号に規定する一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）について、この条例の施行の際現に改正前の第 4 4 条の規定によりサウナ設備の設置に係る届出がされている場合は、それぞれ改正後の第 4 4 条の規定により簡易サウナ設備又は一般サウナ設備の設置に係る届出がされているものとみなす。

第 20 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市災害救助基金に関する条例の制定について

浜松市災害救助基金に関する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市災害救助基金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき設置する浜松市災害救助基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、法第23条の規定に基づき予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金は、法第26条に定めるところにより管理しなければならない。

(基金への繰入れ)

第4条 基金の運用から生じる収益及び法第25条に規定する超過額は、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、法第29条の規定によるもののほか、次に掲げる費用に充てるときに限り処分することができる。

(1) 法第21条第1項に規定する費用

(2) 法第27条の規定による基金の管理に要する費用

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から法第2条の2第1項の規定により本市が救助実施市に指定される日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条	基づき	準じて災害救助に資するため
第2条	法第23条の規定に基づき予算	予算
第3条	より	準じて
第4条	収益及び法第25条に規定する超過額	収益

第6条	法第29条の規定によるもののほか、次に掲げる費用	災害救助に要する経費
-----	--------------------------	------------

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
令和7年度アクトシティ浜松Aゾーン改修工事 (舞台音響映像設備工事)	令和7年度アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(舞台音響映像設備工事)一式 大ホール・中ホール・41会議室他に設置されている舞台音響映像設備改修	2,255,000,000円	制 限 付 一 般 競 争 入 札	名古屋市中区錦一丁目18番28号 ヤマハサウンドシステム株式会社 名古屋営業所 所長 青井 隆昌

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
令和7年度アク トシティ浜松A ゾーン改修工事 (舞台機構設備 工事)	令和7年度アクトシ ティ浜松Aゾーン 改修工事(舞台機構 設備工事) 一式 大ホール・中ホー ル・41 会議室・31 会議室に設置され ている舞台機構設 備(吊物機構設備、 床機構設備)改修	3,322,000,000円	制 限 付 一 般 競 争 入 札	名古屋市東区泉二 丁目28番23号高岳 KANAMEビル 三精テクノロジー ズ株式会社名古屋 営業所 所長 山下 厚志

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
令和7年度アク トシティ浜松A ゾーン改修工事 (舞台照明設備 工事)	令和7年度アクトシ ティ浜松Aゾーン 改修工事(舞台照明 設備工事)一式 大ホール・中ホー ル・41会議室に設 置されている舞台 照明設備改修	2,140,600,000円	制 限 付 一 般 競 争 入 札	名古屋市東区武平 町五丁目1番地 名古屋栄ビル ディング 丸茂電機株式会社 名古屋営業所 所長 青山 英樹

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
(仮称) 江之島 ビーチコート整 備・運営事業設 計建設工事	設計及び建設工事 一式 ・東コート ・西コート ・管理棟 ・駐車場 ・多目的広場 ・東屋 ・トイレ ・既存施設の解体 及び撤去	3,179,253,000円	一般競争 入札(総合 評価落札 方式)	須山・中建・中村 組・竹下・フジヤ マ特定建設工事共 同企業体 〈代表企業〉 浜松市中央区布橋 二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 〈その他の構成 員〉 浜松市中央区中沢 町71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志

				<p>浜松市中央区住吉 五丁目22番1号 株式会社中村組 取締役社長 中村 嘉宏</p> <p>浜松市中央区田町 230番地の17田町 ファーストビル5 階 株式会社竹下一級 建築士事務所 代表取締役社長 竹下 昌臣</p> <p>浜松市中央区元城 町216番地の19 株式会社フジヤマ 代表取締役 藤山 義修</p>
--	--	--	--	---

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)5号補強土基礎工事(第1工区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 L=129.3m ・ 地山補強工 (φ 135mm) N=646本 ・ 基礎工 L=140m 	644,600,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区中沢町71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(第1工区4号補強土壁工)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 L=199.4m ・ 補強土壁工 A=996 m² ・ 路体盛土 (ICT) V=30,100 m³ 	557,700,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区布橋 二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和7年2月26日 第15号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契 約 金 額
令和6年度(債務) 斎場施設整備事業(市)雄踏西ヶ崎パーク線道路改良工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 L=624m ・ 歩道舗装工 A=1,060 m² ・ 車道舗装工 A=3,600 m² 	変更前	596,200,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ U型カルバート工 L=536m ・ 防護柵設置工 L=534m ・ 中層混合処理工 V=5,996 m³ ・ 仮設工 一式 (大型土のう含む) 	変更後	676,143,600円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

(令和7年2月26日 第18号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
令和6年度(債務) 国道整備国交 付金事業(社資 交)(国)152号 (浜北天竜BP)道 路改良工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 L=330.0m ・ 掘削(ICT)(土砂) V=68,700m³ ・ 掘削(軟岩) V=69,260m³ ・ 現場吹付法砕工 (砕内:モルタル) A=4,067m² 	変更前	1,127,500,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場吹付法砕工 (砕内:植生基材) A=1,486m² ・ 残土処理工(土砂) V=30,000m³ ・ 残土処理工(軟岩) V=70,870m³ 	変更後	1,327,499,800円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 中 野 祐 介

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
令和7年度土木施設災害復旧事業 (国) 362号(瀬居)道路災害復旧工事(7災第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧延長 L=71.5m ・ 現場吹付法枠工 A=303m² ・ モルタル吹付工 A=2,520m² 	変更前	286,000,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋挿入工 N=132本 ・ 落石防止網工 A=990m² 	変更後	364,906,300円

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ポンプ性能A-2級 	62,700,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区和田町701番 地 株式会社日本防火研究所 代表取締役 市川 智也

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
小型動力 ポンプ付 積載車2台	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャシ 1.45トン級 ダブルキャビン シャシ ・ ポンプ性能B-3級 	41,360,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市中央区植松町 1460番地の28 旭産業株式会社 浜松営業所 所長 木下 滋仁

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応 特殊消防 ポンプ 自動車 (CD-I型 CAFS) 3台	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 600リットル以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (CAFS) 	188,100,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

市有財産の無償譲渡について

次のとおり市有財産を無償譲渡する。

浜松市長 中 野 祐 介

所在地	財産の概要	無償譲渡の相手先	無償譲渡の理由
浜松市天竜区 水窪町地頭方 247番5	建物 旧基幹集落センター 鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 延床面積 446.81㎡ 1階 239.76㎡ 2階 199.87㎡ 3階 7.18㎡	浜松市天竜区 水窪町地頭方 248番地の1 水窪町森林組 合 代表理事組 合 長 鈴木 勝夫	原契約において契約満了後に当該建物を無償で譲ることが盛り込まれ、同組合に42年間無償貸付をしていた建物であり、組合側も恒久的な事務所の保有を望んでいる。また、市としても返還後に有効活用する計画が無く、市の財政的負担及び維持管理にかかる人的負担を削減することができるため。

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松アリーナ

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市中央区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 浜松市中央区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
構成員 浜松市中央区中島一丁目35番16号
株式会社ステージ・ループ
代表取締役 今田 晴義

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園

- 2 指定管理者 所在地 静岡県浜松市中央区成子町140番地の8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 川嶋 朗夫

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 浜松まつり会館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区丸塚町541番地の20
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 米田 典弘

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 遠州灘海浜公園（江之島地区）

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区和田町708番地の1
名 称 株式会社HAMAMATSU SANDCREST
代表取締役 高橋 一博

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和25年1月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 施設の名称 館山寺総合公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中央区館山寺町195番地
 名 称 公益財団法人浜松市花みどり振興財団
 理事長 塚本 こなみ

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

報 第 1 号

令和 8年 2月19日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 中 野 祐 介

専 第 1 号

令和 8年 1月23日専 決

令和7年度浜松市一般会計補正予算（第6号）

衆議院の解散に伴う、令和8年2月8日投開票の衆議院議員総選挙の円滑な執行のため、
直ちに業務に着手する必要があることから、同法第179条第1項の規定により専決処
分とする。

浜松市長 中 野 祐 介

令和7年度浜松市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381,000千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ429,360,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 89,637,081	千円 381,000	千円 90,018,081
	3 委託金	599,609	381,000	980,609
歳 入 合 計		428,979,000	381,000	429,360,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 49,889,952	千円 381,000	千円 50,270,952
	10 選挙費	527,364	381,000	908,364
歳 出 合 計		428,979,000	381,000	429,360,000

令和7年度

補正予算に関する説明書

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線(====)で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	157,300,000	-	157,300,000
2 地方譲与税	3,726,000	-	3,726,000
3 利子割交付金	67,000	-	67,000
4 配当割交付金	1,142,000	-	1,142,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1,824,000	-	1,824,000
6 分離課税所得割交付金	133,000	-	133,000
7 法人事業税交付金	2,226,000	-	2,226,000
8 地方消費税交付金	22,409,000	-	22,409,000
9 ゴルフ場利用税交付金	83,000	-	83,000
10 環境性能割交付金	810,000	-	810,000
11 軽油引取税交付金	6,250,000	-	6,250,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	334,000	-	334,000
13 地方特例交付金	1,185,528	-	1,185,528
14 地方交付税	41,501,230	-	41,501,230
15 交通安全対策特別交付金	321,000	-	321,000
16 分担金及び負担金	594,514	-	594,514
17 使用料及び手数料	4,591,215	-	4,591,215
18 国庫支出金	89,637,081	381,000	90,018,081
19 県支出金	23,642,389	-	23,642,389
20 財産収入	707,535	-	707,535
21 寄附金	3,647,555	-	3,647,555
22 繰入金	15,572,779	-	15,572,779
23 繰越金	3,007,266	-	3,007,266
24 諸収入	9,946,108	-	9,946,108
25 市債	38,320,800	-	38,320,800
歳入合計	428,979,000	381,000	429,360,000

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 960,610	千円 -	千円 960,610	千円	千円	千円	千円
2 総務費	49,889,952	381,000	50,270,952	381,000			
3 民生費	143,155,510	-	143,155,510				
4 衛生費	35,407,658	-	35,407,658				
5 労働費	1,010,792	-	1,010,792				
6 農林水産業費	6,331,073	-	6,331,073				
7 商工費	12,194,038	-	12,194,038				
8 土木費	56,810,051	-	56,810,051				
9 消防費	12,753,105	-	12,753,105				
10 教育費	71,050,961	-	71,050,961				
11 災害復旧費	4,000,000	-	4,000,000				
12 公債費	35,215,250	-	35,215,250				
13 予備費	200,000	-	200,000				
歳出合計	428,979,000	381,000	429,360,000	381,000			

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 国庫支出金	89,637,081	381,000	90,018,081
3 委託金	599,609	381,000	980,609
1 総務費委託金	365,323	381,000	746,323
計	428,979,000	381,000	429,360,000

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
衆議院議員選 挙費委託金	381,000	衆議院議員総選挙執行経費に対するもの

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 総務費	49,889,952	381,000	50,270,952	381,000			
10 選挙費	527,364	381,000	908,364	381,000			
1 選挙費	527,364	381,000	908,364	381,000			
計	428,979,000	381,000	429,360,000	381,000			

(歳出) 2 総務費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
1 報酬	32,323	1 衆議院議員選挙 381,000千円
3 職員手当等	105,475	(1) 人件費 137,798千円
7 報償費	1,118	ア 投票・開票管理者、立会人報酬 1,835人 27,426千円
8 旅費	1,670	イ 会計年度任用職員 43人 4,897千円
10 需用費	11,831	ウ 職員分 105,475千円
11 役務費	48,529	(2) 投票及び開票事業 207,785千円
12 委託料	144,056	(3) 投票及び開票事業デジタル運営経費 35,417千円
13 使用料及び賃借料	29,046	
14 工事請負費	720	
17 備品購入費	6,132	
21 補償、補填及び賠償金	100	

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故、損害賠償請求事件にかかる和解及び損害賠償の額の決定、市営住宅使用料等請求事件にかかる訴えの提起並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
52	令和7年 12月15日	和 解 7,696円	浜松市中央区 篠ヶ瀬町 A氏	令和7年 10月16日	浜松市中央区 金折町990番地 地 先 物損事故
事故の状況		午後5時10分頃、相手方原動機付自転車が市道金折2号線を北進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅30cm、長さ50cm、深さ5cm）に後輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。			
負担割合		浜松市30% 相手方70%			
対 策		令和7年11月 復旧工事完了			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
53	令和7年 11月10日	和 解 315,866円	浜松市中央区 下池川町15番3号4F あいおいニッセイ同 和損害保険株式会社 浜松第一SC 所長 山本 祥雅	令和7年 7月30日	浜松市中央区 松小池町 196 番地 の2地先 交通事故（物損）
<p>事故の状況 午後2時30分頃、相手方車両が浜松市中央区松小池町196番地の2地先交差点を通過する際、同交差点に進入した公用車を避けようと左側にハンドルを切り、急ブレーキをかけガードレールの下地覆に衝突した物損事故である。</p> <p>なお、公用車については、交差点において一旦停止後、左右を確認し、徐行にて侵入していたため相手方車両との接触はない。</p> <p>※当該事故の被害者は浜松市天竜区山東のB氏であるが、損害賠償請求権があいおいニッセイ同和損害保険株式会社へ移転したことに伴い、同保険会社と和解するものである。</p> <p>過失割合 浜松市65% 相手側35%</p> <p>対 策 信号機のない交差点では一旦停止、目視確認を確実にし、安全確認を徹底するよう、課内全職員に事故現場の見取り図を配布して注意喚起を行った。</p>					

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
54	令和7年 11月26日	和 解 52,800円	浜松市中央区 鴨江二丁目5番15号 有限会社B.I.通商 代表取締役 青島 章悟	令和7年 9月4日	浜松市中央区 元浜町31番地の2 駐車場 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後2時40分頃、消防車が相手方の駐車場から車道に出ようとした際、駐車場内の金属製丸蓋を踏み、破損させた物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員及び乗車していた職員に厳重注意を行うとともに、私有地等へ出入りする場合は、周囲の安全確認を徹底することを指導した。</p>				
55	令和7年 12月10日	和 解 16,500円	浜松市中央区 篠原町 C氏	令和7年 11月10日	浜松市中央区 篠原町地内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前10時55分頃、連絡ごみ収集申込者宅において、塵芥車が敷地内へ進入し方向転換しようとしたところ、左バンパー部が相手方所有の自立式車止めポールに接触し破損させた物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、敷地内には進入しない原則ルールを順守すること、狭隘道路では細心の注意を払うよう指導した。また、同乗職員に対して、運転手との事前の収集ルート確認を徹底するよう指導した。</p> <p>事業所の全職員に対し、運転者と同乗者のコミュニケーションの強化、安全確認、危険回避、ゆとりある安全運転の徹底など、収集業務全体の安全確保について注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
56	令和7年 12月15日	和 解 42,900円	浜松市中央区 西山町 D氏	令和7年 11月11日	浜松市中央区 西山町地内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前11時05分頃、公用車が訪問先駐車場から左折にて発進した際、公用車の左側後方のタイヤ及びタイヤホイールが、相手方所有のブロック壁に接触し破損させた物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 乗車前に車両の周囲の状況を目視により十分に確認するとともに、左折時には、必ず内輪差を意識して安全確認を徹底するよう、課内全職員に事故現場の見取り図や写真を配布して注意喚起を行った。</p>				
57	令和7年 12月15日	和 解 1,810,075円	浜松市中央区 田尻町 E氏	令和7年 6月3日	浜松市中央区 砂山町6番地の1 交通事故（人身・物損）
	<p>事故の状況 午後1時19分頃、公用車にて市道曳馬中田島線を北進中、浜松駅の高架下北の赤信号で停車後、青信号に変わり発進したが、前方不注意により次の信号で停車中の相手方車両の後部に追突した人身・物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行い、出発前にゆとりある運転プラン・ルートを立てること、前方車両や周囲の状況を必ず確認して慌てず発進するよう指導した。また、朝礼にて「浜松市公用車 車中八策」を一読するなど、所属職員に交通事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
2	令和8年 1月19日	和 解 291,500円	東京都千代田区大手 町二丁目6番4号 常盤橋タワー29F 東京海上日動火災保 険株式会社 マネージャー 外川 秀道	令和7年 6月3日	浜松市天竜区 次郎八新田2番地の 14 交通事故（物損）
事故の状況		<p>午前11時52分頃、公用車がファミリーマート天竜山東店駐車場から出庫する際、後方不注意により、公用車右側後部が駐車場の鉄柵に接触した物損事故である。</p> <p>当該事故の被害者は東京都港区芝浦3丁目1番21号株式会社ファミリーマート代表取締役社長細見研介であるが、損害賠償求償権が株式会社ファミリーマートから東京海上日動火災保険株式会社へ移転したことに伴い、同社と和解するもの。</p>			
過失割合		市100%			
対 策		<p>今後、このような事故を起こさないよう安全確認を徹底させるとともに、車両の特性や周囲の状況についても事前に確認し安全運転に努めさせる。また、浜松市公用車「車中八策」を支所全員に徹底するとともに、朝礼等において唱和し安全運転に一層努めていく。</p>			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
3	令和8年 1月19日	和 解 452,489円	浜松市中央区 広沢二丁目 F氏	令和7年 12月12日	浜松市中央区 広沢二丁目地内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前10時52分頃、連絡ごみ回収のため4t 塵芥車にて中央区広沢二丁目内を走行中、交差点を右折しようとしたところ、塵芥車の左側ドアミラーが相手方所有の民家のフェンスに接触し、車両を切り返すために後退しようとした際に誤って塵芥車が前進してしまい、左側前部が相手方所有の民家のブロック塀に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした運転手へ、事前に収集ルート of 道路状況を確認して適した大きさの車両を選択することや、坂道等で車両が動く可能性がある場合はブレーキを適切に使用して車両を十分にコントロールして運転すること等の指導を行うとともに、全職員にもこれらの注意喚起を行った。</p>				
4	令和8年 1月19日	和 解 39,600円	東京都世田谷区上祖 師谷2丁目22番26号 合同会社オーク 代表社員 三橋 健太郎	令和7年 8月27日	浜松市天竜区 山東3957番地の1地 先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後4時15分頃、公用車が訪問先駐車場に駐車するため後進したところ、公用車後部が相手方アパートのベランダに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員には、運転中は特に周囲への注意を怠ることなく時間や気持ちに余裕を持った運転に努めるよう指導した。また、課内対応として、「運転前後の酒気帯び確認表」に「車中八策」を綴り、公用車運転前に一読することを徹底した。</p>				

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
58	令和7年 11月25日	和 解 101,600円	浜松市中央区 篠原町 G氏	令和7年 9月6日	浜松市中央区 高丘北一丁目地内 物損事故
事故の状況 浜松市立開成中学校ソフトボール部が同校グラウンドで練習していたところ打球が防球ネットを飛び越え、付近の民地内駐車場に駐車していた相手方車両のボンネットを損傷した物損事故である。					

損害賠償請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年 月 日	和解の内容
番号	年 月 日				
59	令和7年 12月25日	和 解 242,222円 和 解 962,119円	浜松市中央区 萩丘一丁目15番 17号 株式会社マルサ 新田屋 代表取締役社長 新田 秀一 静岡県駿河区 曲金三丁目8番1 号 静岡県経済農業 協同組合連合会 常務理事 藤野 勉	令和8年 1月21日	浜松市と畜場において発生した豚枝肉の変質事故について、浜松市は相手方に1,204,341円を支払うことで和解したものの。
<p>事故の状況 令和7年8月4日午前9時40分ごろ、浜松市中央区上西町986番地所在の浜松市と畜場において、施設の故障により、株式会社マルサ新田屋所有の豚枝肉49頭分をムレ（筋タンパク質の変性により、肉が白っぽく淡色になり、柔らかくなり、水っぽくなる現象）により変質させ、格落ち（枝肉の品質低下により規格が下がること）が発生したため、取引価格の下落による損害が生じた。</p> <p>和解条項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市は、株式会社マルサ新田屋に対し、金1,204,341円の支払い義務があることを認め、このうち金242,222円を株式会社マルサ新田屋に対し、金962,119円を静岡県経済農業協同組合連合会に対し支払う。 2 株式会社マルサ新田屋及び静岡県経済農業協同組合連合会は、本件事故に関し、その余の請求を放棄する。 3 本件示談の他、市と株式会社マルサ新田屋との間及び市と静岡県経済農業協同組合連合会との間には一切債権債務がないことを相互に確認する。 					

市営住宅使用料等請求事件

専 決		相手方の 住所・氏名	住宅使用料滞納額 月数及び金額
番号	年 月 日		
5	令和8年 1月19日	名古屋市南区 道徳新町二丁目 H氏	3か月 72,000円
<p>請求内容</p> <p>火災等に伴う市営住宅の一時使用許可の取扱いについての定めにより使用許可した住宅使用料の請求。</p> <p>物件 市営住宅鷺の宮団地松1棟205号室</p>			

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
60	令和7年 12月8日	旧浜松福祉協働センター (アンサンブル江之島) 解体工事	456,500,000円	455,801,500円	令和7年 12月8日
変更の理由 施工計画の交通誘導員配置人数の変更に伴う減額変更 減額率 △0.153%					
工事の概要 解体工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体解体工事 鉄筋コンクリート造6階建 建築面積 1,259.22㎡、延床面積 3,689.40㎡ ・ 外構解体工事 ・ 付属棟解体工事 S造、RC造、既製品 建築面積 118.76㎡、延床面積 118.76㎡ ・ 上記に伴う電気設備解体工事 ・ 上記に伴う機械設備解体工事 ・ 跡地整備工事 契約者住所 浜松市中央区布橋二丁目6番1号 氏 名 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 議決状況等 令和6年9月13日 第112号議案 原案可決 456,500,000円					

第 57 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市防災会議条例の一部改正について

浜松市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市防災会議条例の一部を改正する条例

浜松市防災会議条例（昭和37年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会長及び委員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該機関の長の同意を得て市長が任命する者</p> <p>(2) 県の職員のうちから知事の同意を得て市長が任命する者</p> <p>(3) 県警察の警察官のうちから当該所属長の同意を得て市長が任命する者</p> <p>(4) 教育長及び消防長並びに市長が任命する職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから当該機関の長の同意を得て市長が任命する者</p> <p>(7) (略)</p> <p>6 前項の委員の定数は、35人以内とする。</p> <p>7 第5項第6号の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者<u>のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</u></p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員</p> <p>(2) 県の職員</p> <p>(3) 県警察の警察官</p> <p>(4) 教育長及び消防長</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>前2号に掲げる者以外の市の職員</u></p> <p>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員</p> <p>(8) (略)</p> <p>6 委員の定数は、35人以内とする。</p> <p>7 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の</p>

<p>職員、関係指定地方公共機関の職員及び学 識経験のある者のうちから<u>当該機関の長の 同意を得て市長が任命又は委嘱する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>職員、関係指定地方公共機関の職員及び学 識経験のある者のうちから、<u>市長が任命し、 又は委嘱する。</u></p> <p>3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浜松市防災会議の委員の職にある者の任期は、改正後の第2条第7項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間に任命し、又は委嘱される浜松市防災会議の委員の任期は、改正後の第2条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

第 58 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市龍山入浴施設条例の一部改正について

浜松市龍山入浴施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市龍山入浴施設条例の一部を改正する条例

浜松市龍山入浴施設条例（平成17年浜松市条例第189号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																									
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の<u>健康増進</u>に資するため設置する入浴施設について必要な事項を定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内に住所を有する者及び</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>につき</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>市内に通勤又は通学する者</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる者以外の者</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>につき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>		利用区分	金額	市内に住所を有する者及び	円	につき	100	市内に通勤又は通学する者	200	につき		上記に掲げる者以外の者	410	につき			830	につき		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の<u>健康の増進及び中山間地域の交流の促進</u>に資するため設置する入浴施設について必要な事項を定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小人 1人1回につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大人 1人1回につき</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>		利用区分	金額	小人 1人1回につき	200円	大人 1人1回につき	300円
利用区分	金額																										
市内に住所を有する者及び	円																										
につき	100																										
市内に通勤又は通学する者	200																										
につき																											
上記に掲げる者以外の者	410																										
につき																											
	830																										
につき																											
利用区分	金額																										
小人 1人1回につき	200円																										
大人 1人1回につき	300円																										

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

第 59 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和28年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,323人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>249人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</u></p> <p>ア <u>事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 179人</u></p> <p>イ <u>学校の職員 4,520人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>897人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><u>2 前項第6号ア及びイの職員の定数にあつては、その合計の数を超えない範囲において、相互間で増減して取り扱うことができる。</u></p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第5条 <u>第3条第1項各号</u>に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,387人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>254人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 4,573人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>899人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第5条 <u>第3条各号</u>に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 60 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部改正について

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部を
改正する条例

(浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部改正)

第1条 浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例（令和2年浜松市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に定める額を控除して得た額について免除する。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に定める額を控除して得た額について免除する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

第 61 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>9級</u>であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の3.32</u>(東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の18.32</u>)を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>9級以上</u>であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の4</u>(東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の19</u>)を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき</p>

3万8,700円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

6万6,400円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円。ただし、規則で定める場合にあっては、規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 通勤手当の支給は職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

5 通勤手当の支給を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合はその事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）、増額すべき事実が生じるに至った場合には、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）から改定する。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が6万6,400円を超えるときは、6万6,400円。ただし、規則で定める場合にあっては、規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

6・7 (略)

8 前各項に定めるもののほか通勤手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

(臨時的任用職員)

第25条 臨時的任用職員の給料は、当該職員の職責に応じ、常勤の一般職員の給料との権衡を考慮し、行政職給料表の職務の級の9級における最高号給の給料月額を超えない範囲内において、任命権者があらかじめ市長と協議して定める。

2・3 (略)

附 則

12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

別表第3 (第3条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

4・5 (略)

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

(臨時的任用職員)

第25条 臨時的任用職員の給料は、当該職員の職責に応じ、常勤の一般職員の給料との権衡を考慮し、行政職給料表の職務の級の10級における最高号給の給料月額を超えない範囲内において、任命権者があらかじめ市長と協議して定める。

2・3 (略)

附 則

12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.14を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

別表第3 (第3条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

職務 の級	職務の内容	職務 の級	職務の内容
(略)		(略)	
9級	(略)	9級	(略)
		10級	特に重要な業務を行う部長の職務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100				

43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700	397,000			
87	266,500	306,100	356,100	397,400			
88	266,800	306,400	356,500	397,800			
89	267,100	306,700	356,700	398,100			
90	267,400	307,000	357,100	398,600			
91	267,700	307,300	357,500	399,000			
92	268,000	307,600	357,900	399,400			
93	268,300	307,800	358,100	399,700			
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				

	105	311,200	362,800							
	106	311,500	363,200							
	107	311,800	363,500							
	108	312,100	363,800							
	109	312,300	364,200							
	110	312,600								
	111	313,000								
	112	313,300								
	113	313,500								
	114	313,700								
	115	314,000								
	116	314,400								
	117	314,600								
	118	314,800								
	119	315,100								
	120	315,400								
	121	315,700								
	122	315,900								
	123	316,200								
	124	316,500								
	125	316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基準給料 月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 浜松市職員の旅費に関する条例（昭和35年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（航空賃及び車賃）</p> <p>第29条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>（1）運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>9級以下</u>の職務にある者については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</p>	<p>（航空賃及び車賃）</p> <p>第29条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>（1）運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>10級以下</u>の職務にある者については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</p>

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア (略)

イ 9級以下の職務にある者については、
下級の運賃

(3)・(4) (略)

2 (略)

別表第1 (第16条・第17条関係)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
(略)		
<u>9級以下</u> の職務にある者	(略)	

備考 (略)

別表第4 (第33条関係)

区分	死亡手当
(略)	
<u>9級</u> の職務にある者	(略)
(略)	

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア (略)

イ 10級以下の職務にある者については、
下級の運賃

(3)・(4) (略)

2 (略)

別表第1 (第16条・第17条関係)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
(略)		
<u>10級以下</u> の職務にある者	(略)	

備考 (略)

別表第4 (第33条関係)

区分	死亡手当
(略)	
<u>10級又は9級</u> の職務にある者	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

3 浜松市職員退職手当支給条例 (昭和38年浜松市条例第2号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の調整額) 第7条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。) の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (法第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に	(退職手当の調整額) 第7条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。) の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (法第28条の規定による休職 (公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に

規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 7万400円

(1) 第1号区分 6万5,000円

(2) 第2号区分 5万9,550円

(3) 第3号区分 5万4,150円

(4) 第4号区分 4万3,350円

(5) 第5号区分 3万2,500円

(6) 第6号区分 2万7,100円

(7) 第7号区分 2万1,700円

(8) 第8号区分 零

2～5 (略)

(2) 第2号区分 6万5,000円

(3) 第3号区分 5万9,550円

(4) 第4号区分 5万4,150円

(5) 第5号区分 4万3,350円

(6) 第6号区分 3万2,500円

(7) 第7号区分 2万7,100円

(8) 第8号区分 2万1,700円

(9) 第9号区分 零

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 62 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
（略）		（略）		
保 健 ・ 衛 生	(1) 病院開設の許可	41,000	(1) 病院開設許可の申請	41,600
	(2) 診療所開設の許可	18,000	(2) 診療所開設許可の申請	18,600
	(3) 助産所開設の許可	11,000	(3) 助産所開設許可の申請	11,200
	(4) 病院の検査		(4) 病院の検査	
	ア 立入りによる検査の場合	43,000	ア 立入りによる検査の場合	44,500
	イ 立入りによらない検査の場合	22,000	イ 立入りによらない検査の場合	22,300
	(5) 診療所の検査		(5) 診療所の検査	
	ア 立入りによる検査の場合	22,000	ア 立入りによる検査の場合	22,300
	イ 立入りによらない検査の場合	11,000	イ 立入りによらない検査の場合	11,200
	(6) 助産所の検査		(6) 助産所の検査	
	ア 立入りによる検査の場合	16,000	ア 立入りによる検査の場合	16,400
	イ 立入りによらない検査の場合	8,000	イ 立入りによらない検査の場合	8,200
	(7) 受胎調節実地指導員指定証の交付	4,000	(7) 受胎調節実地指導員指定証の交付	3,800
	(8) 受胎調節実地指導員標識の交付	3,100	(8) 受胎調節実地指導員標識の交付	3,000
	(9) 受胎調節実地指導員指定証の訂正	2,400	(9) 受胎調節実地指導員指定証の訂正	2,200
	(10) 受胎調節実地指導員指定証の再交付	2,800	(10) 受胎調節実地指導員指定証の再交付	2,500
	(11) 受胎調節実地指導員標識の再交付	2,500	(11) 受胎調節実地指導員標識の再交付	1,900
	(12) 衛生検査所登録の申請	80,000	(12) 衛生検査所登録の申請	80,500
	(13) 衛生検査所登録証明書の書換え交付	8,200	(13) 衛生検査所登録証明書の書換え交付	8,300
	(14) 衛生検査所登録証明書の再交付	8,200	(14) 衛生検査所登録証明書の再交付	8,300
	(15) 衛生検査所登録変更の申請	61,000	(15) 衛生検査所登録変更の申請	61,300
	(16) 死体保存の許可	3,400	(16) 死体保存許可の申請	3,500
	(17) 薬局開設許可の申請	29,000	(17) 薬局開設許可の申請	29,600
	(18) 薬局開設許可更新の申請	11,000	(18) 薬局開設許可更新の申請	11,500
	(19) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の申請	7,500	(19) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の申請	7,600
(20) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新の申請	4,000	(20) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新の申請	4,100	
(21) 薬局製造販売医薬品製造業許可の申請	11,000	(21) 薬局製造販売医薬品製造業許可の申請	11,100	
(22)～(24) (略)		(22)～(24) (略)		
(25) 医薬品販売業許可の申請 （配置販売業を除く。）	29,000	(25) 医薬品販売業許可の申請 （配置販売業を除く。）	29,600	

(26) 医薬品販売業許可更新の申請（配置販売業を除く。）	11,000	(26) 医薬品販売業許可更新の申請（配置販売業を除く。）	11,500
(27) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可の申請	29,000	(27) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可の申請	29,600
(28) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新の申請	11,000	(28) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新の申請	11,500
(29) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証</u> の書換え交付	(略)	(29) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証</u> の書換え交付	(略)
(30) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証</u> の再交付	(略)	(30) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証、薬局製造販売医薬品製造業許可証、薬局開設許可証、医薬品販売業許可証（配置販売業を除く。）、 <u>又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証</u> の再交付	(略)
(31) 毒物劇物販売業登録の申請	14,700	(31) 毒物劇物販売業登録の申請	14,800
(32) 毒物劇物販売業登録更新の申請	6,400	(32) 毒物劇物販売業登録更新の申請	6,500
(33) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付	2,400	(33) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付	2,500
(34) (略)		(34) (略)	
(35) 温泉採取許可の申請	35,000	(35) 温泉採取許可の申請	36,000
(36) 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	(36) 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,600
(37) 可燃性天然ガスの濃度の確認の申請	7,400	(37) 可燃性天然ガスの濃度の確認の申請	7,700
(38) 温泉採取施設等の変更許可の申請	24,000	(38) 温泉採取施設等の変更許可の申請	24,600
(39) 温泉利用許可の申請	35,000	(39) 温泉利用許可の申請	35,300
(40) 温泉利用許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	(40) 温泉利用許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,600
(41) 旅館業許可の申請	22,000	(41) 旅館業許可の申請	23,000
(42) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	(42) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,600
(43) 浴場業許可の申請	22,000	(43) 浴場業許可の申請	23,000
(44) 理容所又は美容所の検査	16,000	(44) 理容所又は美容所の検査	17,400
(45) クリーニング所の検査	16,000	(45) クリーニング所の検査	16,600
(46) 興行場営業許可の申請		(46) 興行場営業許可の申請	
ア 常設営業の場合	22,000	ア 常設営業の場合	22,900
イ 仮設営業の場合	11,000	イ 仮設営業の場合	11,300
(47) 建築物清掃業登録の申請	35,000	(47) 建築物清掃業登録の申請	35,500
(48) 建築物空気環境測定業登録の申請	35,000	(48) 建築物空気環境測定業登録の申請	35,500

(49) 建築物空気調和用ダクト 清掃業登録の申請	35,000	(49) 建築物空気調和用ダクト 清掃業登録の申請	35,500
(50) 建築物飲料水水質検査業 登録の申請	35,000	(50) 建築物飲料水水質検査業 登録の申請	35,500
(51) 建築物飲料水貯水槽清掃 業登録の申請	35,000	(51) 建築物飲料水貯水槽清掃 業登録の申請	35,500
(52) 建築物排水管清掃業登録 の申請	35,000	(52) 建築物排水管清掃業登録 の申請	35,500
(53) 建築物ねずみ昆虫等防除 業登録の申請	35,000	(53) 建築物ねずみ昆虫等防除 業登録の申請	35,500
(54) 建築物環境衛生総合管理 業登録の申請	45,000	(54) 建築物環境衛生総合管理 業登録の申請	45,500
(55)～(58) (略)		(55)～(58) (略)	
(59) 抑留・収容犬の飼養管理(1 頭1日につき)	1,150	(59) 抑留・収容犬の飼養管理(1 頭1日につき)	1,200
(60) 抑留・収容犬の返還(1頭 につき)	4,040	(60) 抑留・収容犬の返還(1頭 につき)	4,100
(61) 第1種動物取扱業登録の申 請 ア 新規登録申請 (ア) 業種の数1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 15,000円に1 を超える業種の数に 10,000円を乗じて得た 額を加算した額	15,000	(61) 第1種動物取扱業登録の申 請 ア 新規登録申請 (ア) 業種の数1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 15,400円に1 を超える業種の数に 10,300円を乗じて得た 額を加算した額	15,400
イ 更新登録申請 (ア) 業種の数1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 10,000円に1 を超える業種の数に 7,500円を乗じて得た額 を加算した額	10,000	イ 更新登録申請 (ア) 業種の数1である 場合 (イ) 業種の数2以上で ある場合 10,200円に1 を超える業種の数に 7,700円を乗じて得た額 を加算した額	10,200
(62) 第1種動物取扱業の変更の 届出又は飼養施設設置の届出 に係る実地検査	10,000	(62) 第1種動物取扱業の変更の 届出又は飼養施設設置の届出 に係る実地検査	10,300
(63) (略)		(63) (略)	
(64) 動物取扱責任者研修	1,000	(64) 動物取扱責任者研修	2,100
(65) 特定動物の飼養又は保管 の許可の申請(同一敷地内にあ る特定飼養施設に係る申請が 同時に3件を超える場合にあっ ては、3件の申請とみなす。)	28,800	(65) 特定動物の飼養又は保管 の許可の申請(同一敷地内にあ る特定飼養施設に係る申請が 同時に3件を超える場合にあっ ては、3件の申請とみなす。)	29,500
(66) 特定動物の飼養又は保管 の変更許可の申請	9,100	(66) 特定動物の飼養又は保管 の変更許可の申請	9,400
(67) (略)		(67) (略)	
(68) 化製場設置許可の申請	23,700	(68) 化製場設置許可の申請	25,900
(69) 死亡獣畜取扱場(化製場等 に関する法律第8条に規定する 施設を含む。)設置許可の申請	15,900	(69) 死亡獣畜取扱場(化製場等 に関する法律第8条に規定する 施設を含む。)設置許可の申請	17,200
(70) (略)		(70) (略)	
(71) 飲食店営業許可の申請		(71) 飲食店営業許可の申請	

ア 新規許可申請の場合	<u>16,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>16,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(72) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可の申請		(72) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>9,600</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>9,700</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>7,680</u>	イ 継続許可申請の場合	<u>7,700</u>
(73) 食肉販売業許可の申請		(73) 食肉販売業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>9,600</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>9,700</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>7,680</u>	イ 継続許可申請の場合	<u>7,700</u>
(74) 魚介類販売業許可の申請		(74) 魚介類販売業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>9,600</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>9,700</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>7,680</u>	イ 継続許可申請の場合	<u>7,700</u>
(75) 魚介類競り売り営業許可の申請		(75) 魚介類競り売り営業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(76) 集乳業許可の申請		(76) 集乳業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>9,600</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>9,700</u>
イ 継続許可申請の場合	<u>7,680</u>	イ 継続許可申請の場合	<u>7,700</u>
(77) 乳処理業許可の申請		(77) 乳処理業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請		(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(79) 食肉処理業許可の申請		(79) 食肉処理業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(80) 食品の放射線照射業許可の申請		(80) 食品の放射線照射業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(81) 菓子製造業許可の申請		(81) 菓子製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>14,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>14,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(82) アイスクリーム類製造業許可の申請		(82) アイスクリーム類製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>14,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>14,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(83) 乳製品製造業許可の申請		(83) 乳製品製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(84) 清涼飲料水製造業許可の申請		(84) 清涼飲料水製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(85) 食肉製品製造業許可の申請		(85) 食肉製品製造業許可の申請	
ア 新規許可申請の場合	<u>21,000</u>	ア 新規許可申請の場合	<u>21,100</u>
イ (略)		イ (略)	
(86) 水産製品製造業許可の申請		(86) 水産製品製造業許可の申請	

請			請		
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(87)	氷雪製造業許可の申請		(87)	氷雪製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(88)	液卵製造業許可の申請		(88)	液卵製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(89)	食用油脂製造業許可の申請		(89)	食用油脂製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(90)	みそ又は醬 ^{しょう} 油製造業許可の申請		(90)	みそ又はしょうゆ製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	16,000	ア	新規許可申請の場合	16,100
イ	(略)		イ	(略)	
(91)	酒類製造業許可の申請		(91)	酒類製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	16,000	ア	新規許可申請の場合	16,100
イ	(略)		イ	(略)	
(92)	豆腐製造業許可の申請		(92)	豆腐製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(93)	納豆製造業許可の申請		(93)	納豆製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(94)	麺類製造業許可の申請		(94)	麺類製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(95)	そうざい製造業許可の申請		(95)	そうざい製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(96)	(略)		(96)	(略)	
(97)	冷凍食品製造業許可の申請		(97)	冷凍食品製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(98)	(略)		(98)	(略)	
(99)	漬物製造業許可の申請		(99)	漬物製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(100)	密封包装食品製造業許可の申請		(100)	密封包装食品製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	
(101)	食品の小分け業許可の申請		(101)	食品の小分け業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	14,000	ア	新規許可申請の場合	14,100
イ	(略)		イ	(略)	
(102)	添加物製造業許可の申請		(102)	添加物製造業許可の申請	
ア	新規許可申請の場合	21,000	ア	新規許可申請の場合	21,100
イ	(略)		イ	(略)	

(103) ふぐ営業所登録の申請	3,410	(103) ふぐ営業所登録の申請	3,500
(104) ふぐ営業所登録済証書 換え交付の申請	2,240	(104) ふぐ営業所登録済証の書 換え	2,300
(105) ふぐ営業所登録済証再交 付の申請	3,210	(105) ふぐ営業所登録済証の再 交付	3,300
(106)～(109) (略)		(106)～(109) (略)	
(110) と畜の検査 (1頭につき)		(110) と畜の検査 (1頭につき)	
ア 牛・馬	1,000	ア 牛・馬	1,100
イ こ牛 (120キログラム未 満)・こ馬 (120キログラム 未満)・豚	380	イ こ牛 (120キログラム未 満)・こ馬 (120キログラム 未満)	600
ウ 山羊・めん羊	140	ウ 豚	400
(111)～(122) (略)		エ 山羊・めん羊	170
(123) 汚染土壌処理業の許可の 申請		(111)～(122) (略)	
ア 新規許可申請の場合	240,000	(123) 汚染土壌処理業の許可の 申請	
イ 更新許可申請の場合	224,000	ア 新規許可申請の場合	246,200
(124) 汚染土壌処理業の変更許 可の申請	222,000	イ 更新許可申請の場合	230,700
(125) 汚染土壌処理業の許可を 受けた地位の承継の承認の申 請	120,000	(124) 汚染土壌処理業の変更許 可の申請	226,200
(126)～(130) (略)		(125) 汚染土壌処理業の許可を 受けた地位の承継の承認の申 請	122,500
(126)～(130) (略)		(126)～(130) (略)	
経 済		経 済	
(1)～(14) (略)		(1)～(14) (略)	
(15) ふ化業者の登録の申請	7,900	(15) ふ化業者の登録の申請	8,100
(16) ふ化場の確認の申請	7,900	(16) ふ化場の確認の申請	8,100
(17) (略)		(17) (略)	
土 木 ・ 建 築		土 木 ・ 建 築	
(1) 建築物に関する確認の申請 又は計画通知に係る審査 床面積の合計が		(1) 建築物に関する確認の申請 又は計画通知に係る審査 ア 建築物の全てが建築基準 法第6条の4第1項各号に掲げ る建築物である場合であっ て、床面積の合計が	
30平方メートル以内のもの	10,000	30平方メートル以内のとき	11,100
30平方メートルを超え100平方 メートル以内のもの	18,000	30平方メートルを超え100平方 メートル以内のとき	19,100
100平方メートルを超え200平 方メートル以内のもの	28,000	100平方メートルを超え200平 方メートル以内のとき	25,300
200平方メートルを超え500平 方メートル以内のもの	38,000	200平方メートルを超え300平 方メートル以内のとき	53,200
500平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のもの	68,000	300平方メートルを超え500平 方メートル以内のとき	76,300
1,000平方メートルを超え	96,000	500平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のとき	134,200
2,000平方メートル以内のもの	210,000	1,000平方メートルを超え	148,400
2,000平方メートルを超え	360,000	2,000平方メートル以内のとき	307,100
10,000平方メートル以内のも の	660,000	2,000平方メートルを超え	307,100
10,000平方メートルを超え	660,000	10,000平方メートル以内のと き	407,300
50,000平方メートル以内のも の	660,000	10,000平方メートルを超え	407,300
50,000平方メートルを超える	660,000	50,000平方メートル以内のと き	657,200
50,000平方メートルを超える	660,000	50,000平方メートルを超える	657,200

もの

床面積の合計は、次のアからエに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ （略）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ （略）

(2)・(3) （略）

(4) 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査

床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合においては当該移転、修繕又は模様替に

とき

イ ア以外の場合であって、床面積の合計が

30平方メートル以内のとき 14,900

30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき 29,200

100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき 40,200

200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき 53,200

300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき 76,300

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 134,200

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 148,400

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 307,100

10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき 407,300

50,000平方メートルを超えるとき 657,200

とき

床面積の合計は、次の(ア)から(エ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(エ)に定める面積について算定する。

(ア) 建築物を建築する場合（(イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(イ) （略）

(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) （略）

(2)・(3) （略）

(4) 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査

ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該建築物に係る工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。第7号及び第8号において同じ。）である場合であって、床面積の合計（建築物を建築

係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が

30平方メートル以内のもの	15,000
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	33,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000
1,000平方メートルを超え	74,000
2,000平方メートル以内のもの	
2,000平方メートルを超え	171,000
10,000平方メートル以内のもの	
10,000平方メートルを超え	244,000
50,000平方メートル以内のもの	
50,000平方メートルを超えるもの	449,000

した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号において同じ。)が

30平方メートル以内のとき	13,600
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	18,500
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	25,400
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	55,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	60,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	74,900
1,000平方メートルを超え	83,600
2,000平方メートル以内のとき	
2,000平方メートルを超え	153,800
10,000平方メートル以内のとき	
10,000平方メートルを超え	281,700
50,000平方メートル以内のとき	
50,000平方メートルを超えるとき	575,200
イ ア以外の場合であって、床面積の合計が	
30平方メートル以内のとき	19,300
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	28,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	40,700
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	55,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	60,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	74,900
1,000平方メートルを超え	83,600
2,000平方メートル以内のとき	
2,000平方メートルを超え	153,800
10,000平方メートル以内のとき	
10,000平方メートルを超え	281,700
50,000平方メートル以内のとき	
50,000平方メートルを超える	575,200

(5)・(6) (略)	
(7) 市長が減額して定める建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査 床面積の合計が	
30平方メートル以内の場合	14,000
30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	16,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	22,000
200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	31,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	52,000
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	69,000
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	161,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	234,000
50,000平方メートルを超える場合	439,000

(8) 建築物に関する中間検査の

とき	
(5)・(6) (略)	
(7) 市長が減額して定める建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査 ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合であつて、床面積の合計が	
30平方メートル以内のとき	12,600
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	17,500
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	23,400
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	53,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	58,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	71,900
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	78,600
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	143,800
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	271,700
50,000平方メートルを超えるとき	565,200
イ ア以外の場合であつて、床面積の合計が	
30平方メートル以内のとき	18,300
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	27,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	38,700
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	53,200
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	58,900
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	71,900
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	78,600
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	143,800
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	271,700
50,000平方メートルを超えるとき	565,200

(8) 建築物に関する中間検査の

申請又は特定工程完了通知に係る検査
当該検査を行う部分の床面積の合計が

30平方メートル以内の場合	14,000
30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	16,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	22,000
200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	30,000
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	50,000
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	68,000
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	145,000
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	204,000
50,000平方メートルを超える場合	391,000

(9)～(65) (略)
(66) 要除却認定マンションの (略)

申請又は特定工程完了通知に係る検査

ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合であつて、当該検査を行う部分の床面積の合計が

30平方メートル以内のとき	13,600
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	17,900
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	24,000
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	54,700
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	56,700
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	62,100
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	68,300
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	117,700
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	210,300
50,000平方メートルを超えるとき	414,700

イ ア以外の場合であつて、当該検査を行う部分の床面積の合計が

30平方メートル以内のとき	19,900
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	28,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	39,500
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	54,700
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	56,700
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	62,100
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	68,300
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	117,700
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	210,300
50,000平方メートルを超えるとき	414,700

(9)～(65) (略)
(66) 要除却等認定マンション (略)

<p>建替えに係る容積率の特例許可の申請 (67)～(112) (略) (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。） ア 長期修繕計画の数が1である場合 <u>26,900</u> イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 <u>26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p>(略)</p>	<p>の建替え又は更新に係る容積率等の特例許可の申請 (67)～(112) (略) (113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。） ア 長期修繕計画の数が1である場合 <u>28,100</u> イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 <u>28,100円に1を超える長期修繕計画の数に16,200円を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p>(略)</p>
備考 (略)	備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表保健・衛生の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請、検査の申出、飼養管理、届出及び研修（以下この項において「申請等」という。）に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の登録（当該登録の有効期間の満了の日が令和8年5月31日までであるものに限る。）を受けている者が、当該有効期間に引き続く期間について、当該有効期間の満了の日までに同法第13条第1項の更新を受けようとする場合における当該更新の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（当該許可の有効期間の満了の日が令和8年5月31日であるものに限る。）を受けている者（その地位を承継した者を含む。）が、当該有効期間に引き続く期間について、同日までに同項の許可を受けようとする場合におけ

る当該許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の別表経済の項の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

6 改正後の別表土木・建築の項の規定は、施行日以後にされる申請及び通知（以下この項において「申請等」という。）に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（浜松市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 浜松市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年浜松市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

土木・建築

(1)～(112) (略)

(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。）

ア 長期修繕計画の数が1である場合 26,900

イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 26,900円
に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額

土木・建築

(1)～(112) (略)

(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 3,800

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合
3,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額

イ ア以外の場合

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 26,900

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合
26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額

を

土木・建築 (1)～(112) (略)

(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。）

ア 長期修繕計画の数が1である場合 28,100

イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 28,100円に1を超える長期修繕計画の数の16,200円を乗じて得た額を加算した額

土木・建築 (1)～(112) (略)

(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請

ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14各号（同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 4,000

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 4,000円に1を超える長期修繕計画の数の1,800円を乗じて得た額を加算した額

イ ア以外の場合

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 28,100

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 28,100円に1を超える長期修繕計画の数の16,200円を乗じて得た額を加算した額

に

改める。

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例の廃止について

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例を廃止する条例

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例（昭和 5 8年浜松市条例第 1 4号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に生じた廃止前の浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例第 2条に規定する手数料に係る同条例の規定の適用については、なお従前の例による。

第 64 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市子ども・子育て支援法施行条例等の一部改正について

浜松市子ども・子育て支援法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市子ども・子育て支援法施行条例等の一部を改正する条例

(浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第1条 浜松市子ども・子育て支援法施行条例(平成26年浜松市条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第5条 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を</p>	<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)</u></p> <p><u>第2条の2 法第54条の3及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第20条の2の規定により読み替えて準用する法第46条第2項に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。同令を改正する命令を含む。)に定める基準とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 正当な理由なしに、<u>法第13条</u>(法第30条の3<u>及び第30条の13</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第5条 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3<u>及び第30条の13</u>にお</p>

含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

第6条 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

2 法附則第6条第1項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、第4条中「法第13条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項」と、第5条中「法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「法第14条第1項」とする。

いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

第6条 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

2 法附則第6条第1項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、第4条中「法第13条(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「政令附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条」と、「又は法第13条」とあるのは「又は同条」と、第5条中「法第14条第1項(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「法第14条第1項」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立保育所条例の一部改正)

第2条 浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(事業)

第3条 保育所は、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(利用者の範囲)

第4条 保育所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 前条第1号及び第4号に掲げる事業
法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(2)・(3) (略)

(4) 前条第5号及び第6号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 保育所を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第3条第4号及び第5号に掲げる事業

(事業)

第3条 保育所は、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援

(5)～(7) (略)

(利用者の範囲)

第4条 保育所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 前条第1号及び第5号に掲げる事業
法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(2)・(3) (略)

(4) 前条第4号に掲げる事業 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども

(5) 前条第6号及び第7号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 保育所を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第3条第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の20第3項に規定する乳児等支援給付費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(5) 第3条第5号及び第6号に掲げる事業

当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

附 則

2 (略)

3 令和7年度における第3条の規定の適用については、同条第5号中「事業」とあるのは、「事業及び附則別表に掲げる保育所で行う法附則第29条の規定により読み替えて適用する法第59条に規定する乳児等通園支援事業」とする。

附則別表（附則第3項関係）

浜松市立鴨江保育園
浜松市立神田原保育園
浜松市立積志保育園
浜松市立笠井保育園
浜松市立寺島保育園
浜松市立可美保育園
浜松市立舞阪第1保育園
浜松市立雄踏保育園
浜松市立引佐保育園
浜松市立都筑保育園

当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

附 則

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 浜松市立幼保連携型認定こども園条例（令和6年浜松市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第3条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p>

(利用者の範囲)

第4条 幼保連携型認定こども園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第3号に掲げる事業 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(4) 前条第4号及び第5号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業
当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(利用者の範囲)

第4条 幼保連携型認定こども園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第3号に掲げる事業 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども

(4) 前条第4号に掲げる事業 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(5) 前条第5号及び第6号に掲げる事業
市長が必要があると認める者

(使用料)

第7条 幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の20第3項に規定する乳児等支援給付費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(4) 第3条第4号及び第5号に掲げる事業
当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 65 号 議 案

令和 8年 2月19日提 出

浜松市春野福祉センター条例の一部改正について

浜松市春野福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市春野福祉センター条例の一部を改正する条例

浜松市春野福祉センター条例（平成17年浜松市条例第187号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の福祉の向上と健康の増進を図るため設置する福祉センターについて必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 福祉活動及び保健活動のための施設及び設備の提供に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（浴室にあっては、午前11時から午後5時まで）とする。ただし、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用時間区分</th> <th>午前9時から午後6時まで</th> <th>午後6時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <th>1時間につき</th> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実習室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>円 120</td> <td>円 260</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>120</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	1時間につき	1時間につき	実習室	福祉関係団体	円 120	円 260	その他	250	520	多目的室	福祉関係団体	120	260	その他	250	520	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の福祉の向上及び健康の増進並びに中山間地域の交流の促進を図るため設置する福祉センターについて必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 福祉活動、保健活動及び中山間地域交流活動のための施設及び設備の提供に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時まで（浴室にあっては、午前11時から午後5時まで）とする。ただし、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用時間区分</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> </tr> <tr> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実習室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>円 120</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分		午前9時から午後5時まで	1時間につき	実習室	福祉関係団体	円 120	その他	250	多目的室	福祉関係団体	120	その他	250
利用時間区分				午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで																																
		1時間につき	1時間につき																																		
実習室	福祉関係団体	円 120	円 260																																		
	その他	250	520																																		
多目的室	福祉関係団体	120	260																																		
	その他	250	520																																		
利用時間区分		午前9時から午後5時まで																																			
		1時間につき																																			
実習室	福祉関係団体	円 120																																			
	その他	250																																			
多目的室	福祉関係団体	120																																			
	その他	250																																			

作業室	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
和室	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
研修室	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
ボランティア ビュー ロー	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
浴室	大人 1人1回 につき	200円	
	小人 1人1回 につき	100円	
リハビリコーナー		無料	

備考

- 1～3 (略)
- 4 浴室及びリハビリコーナーの利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
- 5 浴室及びリハビリコーナーの利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 6 (略)

和室	福祉関係団体	120
	その他	250
研修室	福祉関係団体	120
	その他	250
ボランティア ビュー ロー	福祉関係団体	120
	その他	250
浴室	大人 1人1回 につき	300
	小人 1人1回 につき	200

備考

- 1～3 (略)
- 4 浴室の利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
- 5 浴室の利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 改正後の浜松市春野福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係

る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

第 66 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市介護保険条例の一部改正について

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例

浜松市介護保険条例（平成12年浜松市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>市長が特別の事情があると認めたとときを除き</u>、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の特例)</u></p> <p>第5条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和</p>

8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者

に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市介護保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第 67 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第10条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合計額とする。</u></p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額）</p> <p>第14条の5 第14条の2の被保険者均等</p>	<p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p><u>第10条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額）</p> <p>第14条の5 第14条の2の被保険者均等</p>

割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯
1世帯について 8,000円

イ・ウ (略)

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額)

第14条の9 (略)

割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯について 8,000円

イ・ウ (略)

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額)

第14条の9 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の10 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、子ども・子育て支援納付金賦課額は、同項第10号に規定する額を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の11 前条の所得割額は、被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、100分の0.33を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)

第14条の12 第14条の10の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額

(保険料の端数処理)

第15条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額は切り捨てる。

2 普通徴収に係る保険料を各納期に分割する場合において、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の各納期の納付額の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に納付するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となっ

は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割額 被保険者1人について 1,800円

(2) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について 200円

(保険料の端数処理)

第15条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額は切り捨てる。

2 普通徴収に係る保険料を各納期に分割する場合において、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の各納期の納付額の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に納付するものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となっ

た場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第14条の6の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額、第14条の6の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅

た場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第14条の6若しくは第14条の10の額又は第20条第1項各号(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは同条第6項各号に定める額、第20条の3第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号若しくは第2項各号(これらの規定を同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第20条の5第1項若しくは第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の額、第14条の6若しくは第14条の10の額又は第20条第1項各号若しくは第6項各号に定める額、第20条の3第1項若しくは第2項に定める額、第20条の4第1項各号若しく

した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 世帯主並びに賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。次項において同じ。)の合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等(政令第29条の7第5項第1号に規定する世帯主等をいう。以下この項において同じ。))のうち給与所得者等の数(同号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与

は第2項各号に定める額若しくは第20条の5第1項若しくは第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 世帯主並びに賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(政令第29条の7第6項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。次項において同じ。)の合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等(政令第29条の7第6項第1号に規定する世帯主等をいう。以下この条において同じ。))のうち給与所得者等の数(同号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この条において同じ。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与

所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) 次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

えた金額)に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア・イ (略)

2～5 (略)

えた金額)に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

2～5 (略)

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 次に掲げる額の合算額

ア 被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得

た額

イ 18歳以上被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前号に該当する者を除く。）次に掲げる額の合算額

ア 被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 18歳以上被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及

び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者（前2号に該当する者を除く。）次に掲げる額の合算額

ア 被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 18歳以上被保険者1人につき当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

7 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

（特例対象被保険者等の特例）

第20条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保

（特例対象被保険者等の特例）

第20条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保

険者等である場合における第12条、第14条の3、第14条の7及び前条の規定の適用については、第12条第1項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

険者等である場合における第12条、第14条の3、第14条の7、第14条の11及び前条の規定の適用については、第12条第1項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条第1号」とあるのは「第14条の12第1号」と、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条第1号」とあ

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、その世帯に
出産被保険者(政令第29条の7第5項第8
号に規定する出産被保険者をいう。以下同
じ。)がある場合における当該世帯の納付義
務者に対して課する保険料の賦課額のうち
基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、
次に掲げる額の合算額(その額に1円未満の
端数があるときは、これを切り上げた額)を
減額した額とする(次項に規定する場合を除
く。)

(1) 当該出産被保険者に係る第12条第1
項の所得割額に12分の1を乗じて得た
額に、当該出産被保険者の出産の予定日
(国民健康保険法施行規則(昭和33年
厚生省令第53号)第32条の10の2
で定める場合には、出産の日。第23条
第1項及び第2項において同じ。)の属す
る月(以下この号において「出産予定月」
という。)の前月(多胎妊娠の場合には、
3月前)から出産予定月の翌々月までの
期間(以下「産前産後期間」という。)の
うち当該年度に属する月数を乗じて得た
額

(2) (略)

2～4 (略)

るのは「第14条の12第1号」と、「第
20条第1項各号」とあるのは「第20条第
6項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、その世帯に
出産被保険者(政令第29条の7第6項第8
号に規定する出産被保険者をいう。以下同
じ。)がある場合における当該世帯の納付義
務者に対して課する保険料の賦課額のうち
基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、
次に掲げる額の合算額(その額に1円未満の
端数があるときは、これを切り上げた額)を
減額した額とする(次項に規定する場合を除
く。)

(1) 当該出産被保険者に係る第12条第1
項の所得割額に12分の1を乗じて得た
額に、当該出産被保険者の出産の予定日
(国民健康保険法施行規則(昭和33年
厚生省令第53号)第32条の10の3
で定める場合には、出産の日。第23条
第1項及び第2項において同じ。)の属す
る月(以下この号において「出産予定月」
という。)の前月(多胎妊娠の場合には、
3月前)から出産予定月の翌々月までの
期間(以下「産前産後期間」という。)の
うち当該年度に属する月数を乗じて得た
額

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て
支援納付金賦課額の減額について準用す
る。この場合において、第1項中「基礎賦課
額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金

賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の11」と、「第14条第1号の被保険者均等割額に」とあるのは「第14条の12第1号の被保険者均等割額及び同条第2号の18歳以上被保険者均等割額にそれぞれ」と、「当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とあるのは「それぞれ当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額の合算額」と、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の10」と、「第12条第1項」とあるのは「第14条の11」と、「第14条第1号の被保険者均等割額」とあるのは「第14条の12第1号の被保険者均等割額及び同条第2号の18歳以上被保険者均等割額」と、「当該額に第20条第1項各号」とあるのは「当該これらの額にそれぞれ第20条第6項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同項各号」と、「減額した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」とあるのは「それぞれ減額した額にそれぞれ12分の1を乗じて得た額に、それぞれ当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額の合算額」と読み替えるものとする。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の12第1号の被保険者均等割額から、当該額を減額した額とする（次項に規定する場合を除く。）。

2 当該年度において、第20条第6項、第20条の3第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項又は前条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした納付義務者の世帯に18歳未満被保険者がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、当該減額後の額から、当該額を減額した額とする。

（保険料の額の通知）

第21条（略）

附 則

（保険料の減免の特例）

3 当分の間、第11条、第14条の2及び第14条の6の所得割額に係る第28条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（保険料の額の通知）

第21条（略）

附 則

（保険料の減免の特例）

3 当分の間、第11条、第14条の2、第14条の6及び第14条の10の所得割額に係る第28条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第 68 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市勤労福祉センター条例の一部改正について

浜松市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

浜松市勤労福祉センター条例（令和6年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）				
1 ホール等				1 ホール等				
利用時間区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	利用時間区分		午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	
利用区分				利用区分				
(略)				(略)				
大会議室	勤労者	<u>710</u>	<u>350</u>	大会議室	全面	勤労者	<u>710</u>	<u>350</u>
	団体等					団体等		
		<u>1,430</u>	<u>710</u>			<u>1,430</u>	<u>710</u>	
大会議室東	勤労者	<u>480</u>	<u>240</u>	大会議室	3分の2面	勤労者	<u>480</u>	<u>240</u>
	団体等					団体等		
		<u>960</u>	<u>480</u>			<u>960</u>	<u>480</u>	
大会議室西	勤労者	<u>230</u>	<u>110</u>	大会議室	3分の1面	勤労者	<u>230</u>	<u>110</u>
	団体等					団体等		
		<u>470</u>	<u>230</u>			<u>470</u>	<u>230</u>	
(略)				(略)				
備考 (略)				備考 (略)				
2～4 (略)				2～4 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 69 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表（第4条・第12条関係）					別表（第4条・第12条関係）					
種別	単位	金額	備考		種別	単位	金額	備考		
(略)					(略)					
特別室 使用料	浜松医療センター 特室	1日	33,000円	1 (略)		特別室 使用料	浜松医療センター 特室A	1日	36,300円	1 (略)
	1人室A	1日	13,200円	2 患者の			特室B	1日	18,700円	
	1人室B	1日	12,100円	申入れ			1人室A	1日	14,300円	
	1人室C	1日	11,000円	により、			1人室B	1日	13,200円	
	1人室D	1日	9,900円	2人室を			1人室C	1日	12,100円	
	1人室E	1日	8,800円	1人で利			1人室D	1日	9,900円	
	1人室F	1日	7,700円	用する						
	1人室G	1日	5,500円	場合は						
	1人室H	1日	4,400円	左記料						
	2人室	1日	2,200円	金に2を						
	3人室	1日	2,200円	乗じて						
	周産期センター4人室	1日	2,200円	得た額、						
				3人室を						
				1人で利						
			用する							
			場合は							
			左記料							
			金に3を							
			乗じて							
			得た額、							
			3人室を							
			2人で利							
			用する							
			場合は							
			左記料							
			金に1.5							
			を乗じ							
			て得た							
			額、周産							
			期セン							
			ター4人							
			室を1人							
			で利用							
			する場							
			合は左							
			記料金							
			に4を乗							
			じて得							
			た額、周							
			産期セン							
			ター4人							
			室を2							

				人で利 用する 場合は 左記料 金に2を 乗じて 得た額、 周産期 センタ ー4人室 を3人で 利用す る場合 は左記 料金に 1.3を乗 じて得 た額と する。					
	(略)			3	(略)		(略)	2	(略)
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年5月30日から施行する。

第 70 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市風致地区条例の一部改正について

浜松市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市風致地区条例の一部を改正する条例

浜松市風致地区条例(平成18年浜松市条例第128号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)又は有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号) <u>第64条第1項</u>ただし書に規定するラジオ放送の業務(以下「有線ラジオ放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転</p> <p>エ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)又は有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号) <u>第20条の3第9項</u>に規定するラジオ放送の業務(以下「有線ラジオ放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転</p> <p>エ (略)</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 71 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市自転車等駐車場条例（平成6年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
舞阪駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区馬郡町2302番地	舞阪駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区馬郡町2302番
別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
さぎの宮駅自転車等駐車場	(略)	さぎの宮駅自転車等駐車場	(略)
		気賀駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀427番1
		寸座駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀11141番5
		金指駅自転車等駐車場	浜松市浜名区引佐町金指1033番2
		浜名湖佐久米駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町佐久米725番5
		奥浜名湖駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1番10
		尾奈駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1170番4
		東都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1089番1
		都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1789番3
		三ヶ日駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日1148番100
二俣本町駅自転車等駐車場	(略)	二俣本町駅自転車等駐車場	(略)
天竜二俣駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町阿蔵177番地	天竜二俣駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町阿蔵177番
(略)		(略)	
別表第4（第2条関係）		別表第4（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
小松駅自転車等駐車場	浜松市浜名区小松場4451番地の6	小松駅自転車等駐車場	浜松市浜名区小松場4451番6
(略)		(略)	
天竜浜名湖線宮口駅自転車等駐車場	(略)	宮口駅自転車等駐車場	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後													
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の名称及び位置は、別表第1から別表第7までに掲げるとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の名称及び位置は、別表第1から別表第6までに掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第7に掲げる駐車場(以下「指定駐車場」という。)の管理を行わせるものとする。</p> <p>2 指定駐車場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務</u></p> <p>3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">第6条</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">市長</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">指定管理者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐車場の補修</td> <td style="text-align: center;">指定駐車場の補修</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">駐車場の全部</td> <td style="text-align: center;">市長の承認を得て指定駐車場の全部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第8条第1項</td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">指定管理者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐車場</td> <td style="text-align: center;">指定駐車場</td> </tr> </table>	第6条	市長	指定管理者	駐車場の補修	指定駐車場の補修		駐車場の全部	市長の承認を得て指定駐車場の全部	第8条第1項	市長	指定管理者	駐車場	指定駐車場
第6条	市長		指定管理者											
	駐車場の補修	指定駐車場の補修												
	駐車場の全部	市長の承認を得て指定駐車場の全部												
第8条第1項	市長	指定管理者												
	駐車場	指定駐車場												
<p>(車両制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p>	<p>(車両制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p>													

第4条 (略)

(供用の休止)

第5条 (略)

(損害賠償の義務)

第6条 (略)

(放置されている自転車等の措置)

第7条 市長は、駐車場内に自転車等が放置され、駐車場の管理に支障があると認めるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を駐車場内から移動するように指導することができる。

2 市長は、前項の指導を行った後なお相当の期間自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、適当な場所に保管することができる。

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、この限りでない。

4 (略)

(費用の徴収)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
----	----

第5条 (略)

(供用の休止)

第6条 (略)

(損害賠償の義務)

第7条 (略)

(放置されている自転車等の措置)

第8条 市長は、駐車場内に自転車等が放置され、駐車場の管理に支障があると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、次に掲げる自転車等を撤去し、適当な場所に保管することができる。

(1) 入場した日から起算して14日を経過して駐車されている自転車等

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反して駐車されている自転車等

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講じるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、この限りでない。

4 (略)

(費用の徴収)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
----	----

第一通り駅自転車駐 車場	(略)
新浜松駅南自転車駐 車場	浜松市中央区鍛冶町4 番
ザザシティ前自転車 駐車場	(略)
(略)	
ザザシティ南自転車 駐車場	(略)
浜松駅東自転車駐車 場	(略)
遠州病院駅自転車駐 車場	(略)
(略)	

別表第2 (第2条関係)

名称	位置
浜松駅東第二自転車 等駐車場	浜松市中央区砂山町7 番1
浜松駅自転車等駐車 場	浜松市中央区砂山町 323番1
浜松駅西自転車等駐 車場	浜松市中央区砂山町 378番

別表第3 (第2条関係)

(表略)

別表第4 (第2条関係)

(表略)

別表第5 (第2条関係)

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区砂山町 365番2

第一通り駅自転車駐 車場	(略)
鍛冶町通り自転車駐 車場	(略)
(略)	
千歳町自転車駐車場	(略)
浜松駅西第一自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 323番2
浜松駅西第二自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 323番1
浜松駅西第三自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 365番2
浜松駅西第四自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 378番
浜松駅西第五自転車 駐車場	浜松市中央区鍛冶町4 番
浜松駅東第一自転車 駐車場	浜松市中央区砂山町 368番3
浜松駅東第二自転車 駐車場	(略)
浜松駅東第三自転車 駐車場	
遠州病院駅自転車駐 車場	(略)
(略)	

別表第2 (第2条関係)

(表略)

別表第3 (第2条関係)

(表略)

別表第4 (第2条関係)

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区海老塚 町680番1
浜松駅東原付駐車場	浜松市中央区砂山町7 番1

別表第6（第2条関係）

（表略）

別表第7（第2条関係）

名称	位置
楽器博物館東自動二輪車駐車場	（略）
八幡橋東自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番1
八幡橋西自動二輪車駐車場	（略）
浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中央区砂山町323番2

別表第8（第3条関係）

駐車場	駐車することができる車両
別表第1に規定する駐車場	（略）
別表第2に規定する駐車場	自転車及び原動機付自転車
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び小型自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車、小型自動二輪車及び自動二輪車
別表第5に規定する駐車場	（略）
別表第6に規定する駐車場	原動機付自転車、小型自動二輪車及び自動二輪車
別表第7に規定する駐車場	小型自動二輪車及び自動二輪車

別表第5（第2条関係）

（表略）

別表第6（第2条関係）

名称	位置
浜松駅東自動二輪車駐車場	（略）
浜松駅西自動二輪車駐車場	（略）

別表第7（第3条関係）

第一通り駅自転車駐車場
鍛冶町通り自転車駐車場
千歳町自転車駐車場
浜松駅西第一自転車駐車場
浜松駅西第二自転車駐車場
浜松駅西第三自転車駐車場
浜松駅西第四自転車駐車場
浜松駅西第五自転車駐車場
浜松駅東第一自転車駐車場
浜松駅東第二自転車駐車場
浜松駅東第三自転車駐車場
浜松駅西原付駐車場
浜松駅東原付駐車場
浜松駅東自動二輪車駐車場
浜松駅西自動二輪車駐車場

別表第8（第4条関係）

駐車場	駐車することができる車両
別表第1に規定する駐車場	（略）
別表第2に規定する駐車場	自転車及び原動機付自転車
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	（略）
別表第5に規定する駐車場	原動機付自転車及び自動二輪車
別表第6に規定する駐車場	自動二輪車

<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原動機付自転車とは、<u>法第2条第1項第10号</u>に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>3 <u>小型自動二輪車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。）であって備考の2に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。</u></p> <p>4 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）であって<u>備考の3に規定する小型自動二輪車を除いたものをいう。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原動機付自転車とは、<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。）</u>をいう。</p> <p>3 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）であって<u>備考の2に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。</u></p> <p>(2) <u>自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2</u></p>

(名称及び位置)

第2条 自転車等駐車場 (以下「駐車場」という。)の名称及び位置は、別表第1から別表第6までに掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第7に掲げる駐車場(以下「指定駐車場」という。)の管理を行わせるものとする。

2 指定駐車場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

に規定する自転車をいう。

(3) 原動機付自転車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。)をいう。

(4) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)であって、原動機付自転車を除いたものをいう。

(5) 有料自転車等駐車場 自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)であって有料で利用するものをいう。

(6) 無料自転車等駐車場 有料自転車等駐車場以外の駐車場をいう。

(駐車することができる車両並びに名称及び位置)

第3条 駐車場に駐車することができる車両並びに駐車場の名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第2に掲げる駐車場(以下「指定駐車場」という。)の管理を行わせるものとする。

2 指定駐車場の管理に関して指定管理者が行う業務は、有料自転車等駐車場又は無料自転車等駐車場の区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要
があると認める業務

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条	(略)
第8条第1項	(略)

(車両制限)

第4条 駐車場に駐車することができる車両
(以下「自転車等」という。)は、別表第
8の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、そ
れぞれ同表の右欄に定める車両とする。

権限に属する事務に係る業務については、
これを除くものとする。

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	市長	指定管理者
	駐車場	指定駐車場
第14条	(略)	
第16条第1項	(略)	

(利用の種別)

第5条 有料自転車等駐車場の利用の種別
は、一時利用、時間利用又は定期利用とし、
有料自転車等駐車場ごとの利用の種別は、
規則で定める。

(定期利用の許可)

第6条 定期利用をしようとする者は、規則
で定めるところにより指定管理者の許可を
受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた者は、利
用する有料自転車等駐車場を変更しよう
とするときは、規則で定めるところにより指
定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、第12条各号のいずれか
に該当するときは、前2項の許可をしない。

(利用料金の納付)

第7条 有料自転車等駐車場に自転車等を入
場させた者は、指定管理者に対し、利用料
金(法第244条の2第8項の利用料金を
いう。以下同じ。)を自転車等を出場させ
る際に納付しなければならない。ただし、

定期利用による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を減免することができる。

(1) 中心市街地の活性化のため必要があると認める場合

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(定期利用権の譲渡禁止)

第10条 第6条第1項又は第2項の規定による許可を受けた者(以下「定期利用者」という。)は、定期利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(定期利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれ

かに該当するときは、定期利用の許可を取り消し、定期利用の条件を変更し、又は定期利用を停止することができる。

(1) 定期利用の許可の条件に違反し、又は有料自転車等駐車場の係員の指示に従わないとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(駐車の拒否)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(4) 発火性若しくは引火性の物品又は著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。

(5) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第13条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 有料自転車等駐車場において別表第4に定める期間を超過して自転車等を駐車すること。

(2) 無料自転車等駐車場において入場から継続して14日間を超過して自転車等を

(禁止行為)

第5条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第6条 (略)

(損害賠償の義務)

第7条 駐車場を利用する者は、駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(放置されている自転車等の措置)

第8条 (略)

2 市長は、次に掲げる自転車等を撤去し、 適当な場所に保管することができる。

(1) 入場した日から起算して14日を経過して駐車されている自転車等

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反して駐車されている自転車等

3・4 (略)

(費用の徴収)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
第一通り駅自転車駐 車場	浜松市中央区田町230 番28
鍛冶町通り自転車駐 車場	浜松市中央区鍛冶町 17番

駐車すること。

(3)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第14条 (略)

(損害賠償の義務)

第15条 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(放置されている自転車等の措置)

第16条 (略)

2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反して駐車されている自転車等を 撤去し、適当な場所に保管することができる。

3・4 (略)

(費用の徴収)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

別表第1 (第3条関係)

1 有料自転車等駐車場

駐 車 す る こ と が で き る 車 両	名称	位置

鍛冶町自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町 140番51地先
千歳町自転車駐車場	浜松市中央区千歳町 64番1
浜松駅西第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 323番2
浜松駅西第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 323番1
浜松駅西第三自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 365番2
浜松駅西第四自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 378番
浜松駅西第五自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町4 番
浜松駅東第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町 368番3
浜松駅東第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町7 番1
浜松駅東第三自転車駐車場	
遠州病院駅自転車駐車場	浜松市中央区早馬町2 番21
助信駅西自転車駐車場	浜松市中央区助信町 792番3
上島駅西自転車駐車場	浜松市中央区上島二 丁目3041番
上島駅東自転車駐車場	浜松市中央区上島三 丁目2917番
曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中央区曳馬五 丁目911番1
舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市中央区馬郡町 2302番

自転車	鍛冶町通り自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町17番
	千歳町自転車駐車場	浜松市中央区千歳町64番1
	浜松駅西第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町323番2
	浜松駅西第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町323番1
	浜松駅西第三自転車駐車場	浜松市中央区砂山町365番2
	浜松駅西第四自転車駐車場	浜松市中央区砂山町378番
	浜松駅西第五自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町4番
	浜松駅東第一自転車駐車場	浜松市中央区砂山町368番3
	浜松駅東第二自転車駐車場	浜松市中央区砂山町7番1
	浜松駅東第三自転車駐車場	浜松市中央区砂山町7番1
原動機付自転車	浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区海老塚町680番1
	浜松駅東原付駐車場	浜松市中央区砂山町7番1
自動二輪車	浜松駅東自動二輪車駐車場	浜松市中央区中央三丁目109番10
	浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番13

2 無料自転車等駐車場

駐車することができる車両	名称	位置
自転車	第一通り駅自転車駐車場	浜松市中央区田町230番28
	遠州病院駅自転車駐車場	浜松市中央区早馬町2番21
	助信駅西自転車駐車場	浜松市中央区助信町792番3
	上島駅西自転車駐車場	浜松市中央区上島二丁目3041番
	上島駅東自転車駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番
	曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中央区曳馬五丁目911番1
	舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市中央区馬郡町2302番
自転車及び原動機付自転車	助信駅東自転車等駐車場	浜松市中央区助信町793番1
	上島駅北自転車等駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番

	曳馬駅東自転車等駐車場	浜松市中央区曳馬四丁目2195番
	天竜川駅北口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町435番6
	天竜川駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26
	さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市中央区大瀬町473番2
	気賀駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀427番1
	寸座駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀11141番5
	金指駅自転車等駐車場	浜松市浜名区引佐町金指1033番2
	浜名湖佐久米駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町佐久米725番5
	奥浜名湖駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1番10
	尾奈駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1170番4
	東都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1089番1
	都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1789番3
	三ヶ日駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日1148番100
	二俣本町駅自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町二俣1605番7
	天竜二俣駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町阿蔵177番
	西鹿島駅西自転車等駐車場	浜松市天竜区二俣町南鹿島67番85
	水窪駅前自転車等駐車場	浜松市天竜区水窪町地頭方985番4
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車	天竜川駅北口東自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町519番1
	天竜川駅南口東自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26
	舞阪駅北自転車等駐車場	浜松市中央区馬郡町6034番
	弁天島駅前自転車等駐車場	浜松市中央区舞阪町弁天島3285番274
	高塚駅南自転車等駐車場	浜松市中央区高塚町1936番15
	高塚駅北自転車等駐車場	浜松市中央区高塚町5514番
	小林駅自転車等駐車場	浜松市浜名区本沢合872番2

浜北駅自転車等駐車場	浜松市浜名区沼38番2
小松駅自転車等駐車場	浜松市浜名区小松4451番6
岩水寺駅西自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂2819番3
岩水寺駅東自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂2825番38
芝本駅自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂3050番2
天竜浜名湖線岩水寺駅自転車等駐車場	浜松市浜名区根堅1730番2
宮口駅自転車等駐車場	浜松市浜名区宮口119番2
原動機付自転車及び自動二輪車	舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場 浜松市中央区馬郡町6130番

別表第2（第4条関係）

1 有料自転車等駐車場

名称	業務
鍛冶町通り自転車駐車場	(1) 第6条の定期利用の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
千歳町自転車駐車場	
浜松駅西第一自転車駐車場	
浜松駅西第二自転車駐車場	
浜松駅西第三自転車駐車場	
浜松駅西第四自転車駐車場	
浜松駅西第五自転車駐車場	
浜松駅東第一自転車駐車場	
浜松駅東第二自転車駐車場	
浜松駅東第三自転車駐車場	
浜松駅西原付駐車場	
浜松駅東原付駐車場	
浜松駅東自動二輪車駐車場	
浜松駅西自動二輪車駐車場	

2 無料自転車等駐車場

別表第2（第2条関係）

名称	位置
助信駅東自転車等駐車場	浜松市中央区助信町793番1
上島駅北自転車等駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番
曳馬駅東自転車等駐車場	浜松市中央区曳馬四丁目2195番
天竜川駅北口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町435番6
天竜川駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26
さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市中央区大瀬町473番2
気賀駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀427番1
寸座駅自転車等駐車場	浜松市浜名区細江町気賀11141番5
金指駅自転車等駐車場	浜松市浜名区引佐町金指1033番2
浜名湖佐久米駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町佐久米725番5
奥浜名湖駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1番10
尾奈駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1170番4
東都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1089番1
都筑駅自転車等駐車場	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1789番3

三ヶ日駅自転車等駐 車場	浜松市浜名区三ヶ日 町三ヶ日1148番100
二俣本町駅自転車等 駐車場	浜松市天竜区二俣町 二俣1605番7
天竜二俣駅前自転車 等駐車場	浜松市天竜区二俣町 阿蔵177番
西鹿島駅西自転車等 駐車場	浜松市天竜区二俣町 南鹿島67番85
水窪駅前自転車等駐 車場	浜松市天竜区水窪町 地頭方985番4

別表第3 (第2条関係)

名称	位置
天竜川駅北口東自転 車等駐車場	浜松市中央区天龍川 町519番1
天竜川駅南口東自転 車等駐車場	浜松市中央区天龍川 町545番26
舞阪駅北自転車等駐 車場	浜松市中央区馬郡町 6034番
弁天島駅前自転車等 駐車場	浜松市中央区舞阪町 弁天島3285番274
高塚駅南自転車等駐 車場	浜松市中央区高塚町 1936番15
高塚駅北自転車等駐 車場	浜松市中央区高塚町 5514番
小林駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区本沢合 場872番2
浜北駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区沼38番2
小松駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区小松 4451番6
岩水寺駅西自転車等 駐車場	浜松市浜名区於呂 2819番3
岩水寺駅東自転車等 駐車場	浜松市浜名区於呂 2825番38
芝本駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区於呂 3050番2
天竜浜名湖線岩水寺 駅自転車等駐車場	浜松市浜名区根堅 1730番2
宮口駅自転車等駐車 場	浜松市浜名区宮口119 番2

名称	業務
第一通り駅自転車駐 車場	(1) 施設及び設備の 維持管理に関する 業務 (2) 前号に掲げるも ののほか、市長が必 要があると認める 業務

別表第3 (第7条関係)

利用 の種 別	車両区 分	金額	
一時 利用	自転車	入場させてから24時間までご とに100円。	
	自転車	2時間までごとに100円。ただし、 入場させてから最初の3時間まで は無料とし、24時間までごとの金 額の上限は500円とする。	
定期 利用	原動機 付自転 車及び 自動二 輪車	1箇月間	一般 2,000 円 学生又は 70歳以上 1,000
		3箇月間	一般 5,700 学生又は 70歳以上 2,850
	6箇月間	一般 10,800 学生又は 70歳以上 5,400	
	原動機 付自転 車及び 自動二 輪車	1箇月間	一般 3,000 学生又は 70歳以上 1,500
		3箇月間	一般 8,550 学生又は 70歳以上 4,270
	6箇月間	一般 16,200 学生又は 70歳以上 8,100	

備考

- 1 学生とは、学校教育法(昭和22年
法律第26号)第1条に規定する小
学校、中学校、義務教育学校、高等

学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校に在学する者並びにこれらに準じる者で、満18歳に達した日の属する学年の終わりまでにあるものをいう。

2 定期利用者が定期利用の許可を受けた期間を超過して自転車等を駐車した場合における利用料金は、当該超過した日1日につき、自転車にあつては100円、原動機付自転車及び自動二輪車にあつては200円とする。

別表第4（第2条関係）

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区海老塚町680番1
浜松駅東原付駐車場	浜松市中央区砂山町7番1

別表第5（第2条関係）

名称	位置
舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場	浜松市中央区馬郡町6130番

別表第6（第2条関係）

名称	位置
浜松駅東自動二輪車駐車場	浜松市中央区中央三丁目109番10
浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番13

別表第7（第3条関係）

第一通り駅自転車駐車場
鍛冶町通り自転車駐車場
千歳町自転車駐車場
浜松駅西第一自転車駐車場
浜松駅西第二自転車駐車場
浜松駅西第三自転車駐車場

別表第4（第13条関係）

利用の種別	車両区分	期間
一時利用	自転車	入場から継続して14日間
時間利用	自転車	入場から継続して2日間
	原動機付自転車及び自動二輪車	入場から継続して14日間
定期利用	全ての自転車等	定期利用の許可を受けた期間

浜松駅西第四自転車駐車場
浜松駅西第五自転車駐車場
浜松駅東第一自転車駐車場
浜松駅東第二自転車駐車場
浜松駅東第三自転車駐車場
浜松駅西原付駐車場
浜松駅東原付駐車場
浜松駅東自動二輪車駐車場
浜松駅西自動二輪車駐車場

別表第8（第4条関係）

駐車場	駐車することができる車両
別表第1に規定する駐車場	自転車
別表第2に規定する駐車場	自転車及び原動機付自転車
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	原動機付自転車
別表第5に規定する駐車場	原動機付自転車及び自動二輪車
別表第6に規定する駐車場	自動二輪車

備考

- 1 自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2 原動機付自転車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。）をいう。
- 3 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）であつて備考の2に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条並びに附則第3項、附則第5項及び附則第6項の規定 規則で定める日

(2) 第3条並びに附則第4項、附則第7項、附則第8項及び附則第10項の規定 規則で定める日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第2条改正後駐車場条例」という。）第3条第1項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成20年浜松市条例第61号)第2条から第8条までの規定による指定の手續その他の行為は、前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）前においても行うことができる。

3 定期利用に係る第3条の規定による改正後の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第3条改正後駐車場条例」という。）第6条及び第11条並びに次項の規定により読み替えられた第3条改正後駐車場条例第7条第1項及び第2項、第8条、第9条並びに別表第3の規定による処分及び手續並びにこれらに関し必要なその他の行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても行うことができる。

(読替規定)

4 2号施行日から規則で定める日までの間における第3条改正後駐車場条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる第3条改正後駐車場条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この場合において、第3条改正後駐車場条例第7条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

第7条の見出し	利用料金	使用料
第7条第1項	指定管理者	市長
	利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）	使用料
第7条第2項	利用料金は	使用料は
	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする	定める額とする
第8条（見出しを含む。） 及び第9条（見出しを含	利用料金	使用料
	指定管理者	市長

む。)		
別表第3	利用料金	使用料

(経過措置)

- 5 次項の規定の適用がある場合を除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第2条改正前駐車場条例」という。）に規定する駐車場に駐車されている自転車等については、1号施行日にそれぞれその位置を同じくする第2条改正後駐車場条例に規定する駐車場に入場したものとみなして、第2条改正後駐車場条例の規定を適用する。
- 6 市長は、1号施行日前に第2条改正前駐車場条例第7条第1項の規定により行われた指導に係る自転車等については、第2条改正前駐車場条例第7条及び第8条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができる。
- 7 市長は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に第3条の規定による改正前の浜松市自転車等駐車場条例（以下「第3条改正前駐車場条例」という。）別表第1に規定する鍛冶町自転車駐車場に駐車されている自転車等（第3条改正前駐車場条例第8条第2項の規定により当該駐車場から撤去し、保管されているものを含む。）については、第3条改正前駐車場条例第8条及び第9条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができる。
- 8 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に第3条改正前駐車場条例に規定する駐車場に駐車されている自転車等については、2号施行日にそれぞれその名称を同じくする第3条改正後駐車場条例に規定する駐車場に入場したものとみなして、第3条改正後駐車場条例の規定を適用する。

(浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

- 9 浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場であつて、道路上に設けられたものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場であつて、道路上に設けられたもの(浜松市自転車等駐車場条例(平成6年浜松市条例第18</p>

(6) (略)

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めるとともに、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 (略)

(自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域等に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域等に放置されている自転車等の措置)

第11条 市長は、放置禁止区域等に自転車等を放置し、又は放置しようとしている自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように命じることができる。

2 市長は、前項の命令を行った後なお放置禁止区域に自転車等が放置されている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、直ちに(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間経過後に)当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、第1項の命令を行った後なお放置規制区域に規則で定める期間(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間)自転車等が放置されている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、当

号)第2条に規定する駐車場を除く。)をいう。

(6) (略)

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等の放置をしないように努めるとともに、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 (略)

(自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域等に自転車等の放置をしてはならない。

(放置禁止区域等に放置されている自転車等の措置)

第11条 市長は、放置禁止区域等に自転車等の放置をし、又は自転車等の放置をしようとしている自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように命じることができる。

2 市長は、前項の命令を行った後なお放置禁止区域に自転車等の放置がされている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、直ちに(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間経過後に)当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、第1項の命令を行った後なお放置規制区域に規則で定める期間(当該区域内の歩道上の自転車駐車場にあっては、規則で定める期間)自転車等の放置がされている場合において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、

<p>該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>(放置禁止区域等外に放置されている自転車等の措置)</p> <p>第12条 市長は、<u>放置禁止区域等外の公共の場所に自転車等が放置されている場合</u>において、その良好な環境が著しく阻害されると認められるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように指導することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指導を行った後なお規則で定める期間<u>自転車等が放置されている場合</u>において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、当該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p>	<p>当該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p> <p>(放置禁止区域等外に放置されている自転車等の措置)</p> <p>第12条 市長は、<u>放置禁止区域等外の公共の場所に自転車等の放置がされている場合</u>において、その良好な環境が著しく阻害されると認められるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように指導することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指導を行った後なお規則で定める期間<u>自転車等の放置がされている場合</u>において、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者がいないと認められるときは、当該期間経過後において当該自転車等を撤去することができる。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

10 浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたもの(浜松市自転車等駐車場条例(平成6年浜松市条例第18号) <u>第2条</u>に規定する駐車場を除く。)をいう。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道上の自転車駐車場 道路法第2条第2項第7号に規定する自転車駐車場で道路上に設けられたもの(浜松市自転車等駐車場条例(平成6年浜松市条例第18号) <u>第2条第5号</u>に規定する駐車場を除く。)をいう。</p> <p>(6) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 市長は、この条例の施行の日前に附則第9項の規定による改正前の浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第1項の規定により行われた命令に係る自転車等（改正前の条例第2条第5号に規定する歩道上の自転車駐車場（浜松市自転車等駐車場条例第2条に規定する駐車場に限る。）に係るものに限る。）については、改正前の条例第11条、第13条及び第15条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができる。

第 72 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年浜松市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

浜北中央北地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浜松都市計画浜北中央北地区計画において地区整備計画が定められている区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

浜北中央北地区整備計画区域	住宅地区A	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	165平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	1メートル（道路が都市計画道路の場合、1.5メートル）	(1) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、外壁等の後退距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分の床面積が5平方メートル以内である建築物 (2) 軒の高さが2.3メートル以下で柱、屋根のみの車庫	13メートル
	住宅地区B	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (3) 倉庫で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (4) 工場（食品、日用品若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はサービスを営む店舗に附属する作業場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） (5) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (6) 自動車教習所 (7) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの					
	沿道利用地区	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの					

	<p>(2) 店舗、飲食店、展示場又は遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) ぱちんこ屋</p>						
商業・サービス施設地区	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 法別表第 2（へ）項第 3 号に規定するもの又は店舗、飲食店、展示場若しくは遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) ぱちんこ屋</p>		<p>(1) 外壁等の面から道路境界線までの距離</p> <p>(2) 外壁等の面から隣地境界線までの距離</p>	<p>1.5メートル</p> <p>1メートル</p>			

附 則

この条例は、公布の日後最初の浜北中央北地区整備計画区域に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定によ

る都市計画の変更の告示があった日から施行する。

第 73 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、その職務の級が行政職給料表の<u>9級</u>に相当する職員として教育委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、その職務の級が行政職給料表の<u>9級以上</u>に相当する職員として教育委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の3.32</u>(東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の18.32</u>)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の4</u>(東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の19</u>)を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき <u>3万8,700円</u>を超えない範囲内で、<u>次に掲げる職員</u>の区分に応じて教育委員</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき <u>6万6,400円</u>を超えない範囲内で、<u>自動車等の使用距離</u>の区分に応じて教育</p>

会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道

5キロメートル未満である職員

イ 使用距離が片道5キロメートル以上

10キロメートル未満である職員

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上

15キロメートル未満である職員

エ 使用距離が片道15キロメートル以上

20キロメートル未満である職員

オ 使用距離が片道20キロメートル以上

25キロメートル未満である職員

カ 使用距離が片道25キロメートル以上

30キロメートル未満である職員

キ 使用距離が片道30キロメートル以上

35キロメートル未満である職員

ク 使用距離が片道35キロメートル以上

40キロメートル未満である職員

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上

45キロメートル未満である職員

コ 使用距離が片道45キロメートル以上

50キロメートル未満である職員

サ 使用距離が片道50キロメートル以上

55キロメートル未満である職員

シ 使用距離が片道55キロメートル以上

60キロメートル未満である職員

ス 使用距離が片道60キロメートル以上

委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

上である職員

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円。ただし、教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 通勤手当の支給は職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその届出の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

5 通勤手当の支給を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合はその事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)、増額すべき事実が生じるに至った場合には、その届出の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)から改定する。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が6万6,400円を超えるときは、6万6,400円。ただし、教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

6・7 (略)

8 前各項に定めるもののほか通勤手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(給料月額の特例)

1 1 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

4・5 (略)

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(給料月額の特例)

1 1 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.14を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。この場合における次項及び附則第14項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 74 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市立幼稚園条例の一部改正について

浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例

浜松市立幼稚園条例(平成17年浜松市条例第270号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第3条 幼稚園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業(別表第2に掲げる幼稚園に限る。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 幼稚園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援(法第7条第10項第6号に掲げる事業に限る。)(別表第3に掲げる幼稚園に限る。)</u></p> <p>(5) 第1号又は第2号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業(別表第2に掲げる幼稚園に限る。)</p> <p><u>(6) 第1号又は第2号に掲げる事業を利用する者以外の者に対する法第59条第10号に掲げる事業(別表第3に掲げる幼稚園に限る。)</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p>
<p>第4条 幼稚園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 前条第1号及び第4号に掲げる事業 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第4条 幼稚園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる事業 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 前条第4号に掲げる事業 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第3号に掲げる小学校就学前子</u></p>

ども(教育委員会が必要があると認めるものに限る。)に該当する法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども

(5) 前条第5号に掲げる事業 法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども

(6) 前条第6号及び第7号に掲げる事業
教育委員会が必要があると認める者
(使用料)

第5条 幼稚園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業
当該事業に通常要する費用の額、法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(4) 第3条第5号及び第6号に掲げる事業
当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
浜松市立可美幼稚園	(略)
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の33
浜松市立雄踏幼稚園	(略)

(4) 前条第5号に掲げる事業 教育委員会が必要があると認める者
(使用料)

第5条 幼稚園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条第3号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(4) 第3条第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
浜松市立可美幼稚園	(略)
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の33
浜松市立雄踏幼稚園	(略)

(略)	(略)
別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)
(略)	(略)
浜松市立可美幼稚園	浜松市立可美幼稚園
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市立雄踏幼稚園
浜松市立雄踏幼稚園	浜松市立小松幼稚園
浜松市立中瀬幼稚園	浜松市立中瀬幼稚園
(略)	(略)
浜松市立光明幼稚園	浜松市立光明幼稚園
浜松市立佐久間幼稚園	浜松市立犬居幼稚園
(略)	浜松市立佐久間幼稚園
	(略)
	別表第3 (第3条関係)
	浜松市立犬居幼稚園

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 教育委員会が定める幼稚園の令和8年度における浜松市立幼稚園条例第4条第3号の規定の適用については、同号中「法第30条の4第2号」とあるのは、「法第30条の4第2号又は第3号」とする。
- 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>4 当分の間、浜松市立幼稚園条例第3条第3号及び第4号に掲げる事業の実施体制の確保その他の事情を勘案して教育委員会が定める幼稚園における同号並びに同条例第4条第1号及び第5条第4号の規定の適用については、同条例第3条第4号中「第1号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業」とあるのは「預かり保育(第1号に掲げる事業を利用する者に対する教育課程に係る教育時間以外における教育活動をいう。)」と、同条例第4条第1</p>	<p>附 則</p> <p>4 当分の間、浜松市立幼稚園条例第3条第5号に掲げる事業の実施体制の確保その他の事情を勘案して教育委員会が定める幼稚園における同号並びに同条例第4条第5号及び第5条第4号の規定の適用については、同条例第3条第5号中「第1号又は第2号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業」とあるのは「預かり保育(第1号又は第2号に掲げる事業を利用する者に対する教育課程に係る教育時間以外における教育活動をいう。)」と、同条例第</p>

号中「第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例(平成27年浜松市条例第41号)附則第4項の規定により読み替えて適用される同条第4号」と、同条例第5条第4号中「第3条第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例附則第4項の規定により読み替えて適用される第3条第4号」と、「当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額」とあるのは「当該事業に通常要する費用の額」とし、同条例第3条第3号、第4条第3号及び第5条第3号の規定は、適用しない。

4条第5号中「前条第5号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例(平成27年浜松市条例第41号)附則第4項の規定により読み替えて適用される前条第5号」と、同条例第5条第4号中「第3条第5号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例附則第4項の規定により読み替えて適用される第3条第5号」と、「当該事業に通常要する費用の額、法第67条の2及び第68条の2の規定により交付される交付金の額」とあるのは「当該事業に通常要する費用の額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 75 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正について

浜松市かわな野外活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市かわな野外活動センター条例の一部を改正する条例

浜松市かわな野外活動センター条例（昭和60年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）
1 （略）	1 （略）
2 <u>暖房装置利用料金</u> （舎営施設に限る。）	2 <u>床暖房設備利用料金</u> （舎営施設に限る。）
（略）	（略）
	<u>3 空調設備利用料金</u> （舎営施設に限る。）
	<u>1棟につき 10,000円</u>
<u>3</u> （略）	<u>4</u> （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年5月27日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 空調設備の利用に係る改正後の浜松市かわな野外活動センター条例第4条の規定による利用の許可及び同条例第6条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 76 号 議 案

令和 8年 2月19日 提 出

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の整備
に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の整備に関する条
例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の整備
に関する条例

(浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年浜松市条例第44号）
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(実地確認)</u></p> <p>第10条 事業者(第8条第1項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を設置している事業者に限る。)及び中間処理業者(以下この条において「事業者等」という。)は、その産業廃棄物(事業者にあつては、当該事業場から生じるものに限る。第3項において同じ。)の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、次に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を<u>実地</u>に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う<u>実地</u>の確認に協力しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者等は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託して行っているときは、次に掲げる場合を除き、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を<u>実地</u>に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産</p>	<p><u>(施設の状況等の確認)</u></p> <p>第10条 事業者(第8条第1項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を設置している事業者に限る。)及び中間処理業者(以下この条において「事業者等」という。)は、その産業廃棄物(事業者にあつては、当該事業場から生じるものに限る。第3項において同じ。)の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、次に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う確認に協力しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者等は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託して行っているときは、次に掲げる場合を除き、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産業廃棄物</p>

<p>業廃棄物処理業者は、事業者等が行う<u>実地の</u>確認に協力しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>処理業者は、事業者等が行う確認に協力しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(許可の表示)</u></p> <p><u>第16条 第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を貼付しなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を受けたものについては、この限りでない。</u></p> <p>(登録の実施)</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、<u>規則で定めるところにより、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(標識の掲示)</u></p> <p>第31条の2 屋外広告業者は、<u>その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</u></p>	<p><u>第16条 削除</u></p> <p>(登録の実施)</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p><u>(屋外広告業者情報の掲示等)</u></p> <p>第31条の2 屋外広告業者は、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項（以下この条において「屋外広告業者情報」という。）を記載した標識をその営業所ごとに公衆の見やすいように掲示し、又は屋外広告業者情報を規則で定めるところにより電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこ</p>

<p>(過料)</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第31条の2の規定による<u>標識を掲げない者</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><u>とをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第31条の2の規定に<u>違反した者</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市行政手続条例の一部改正)

第3条 浜松市行政手続条例（平成8年浜松市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p>

(6)・(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(6) (略)

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(8)～(11) (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(6)・(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(6) (略)

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

(8)～(11) (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剝奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」

日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第27条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

（聴聞に関する手続の準用）

第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第27条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

（聴聞に関する手続の準用）

第28条 第14条第3項及び第4項並びに第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに」とあるのは「第27条第3号に掲げる事項及び」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 浜松市職員退職手当支給条例（昭和38年浜松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）	（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 (略)

2 (略)

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第19条 (略)

2～9 (略)

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合)

第18条 (略)

2 (略)

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関が当該処分に係る第2項の書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を当該退職手当管理機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第19条 (略)

2～9 (略)

10 前条第2項から第4項までの規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合)

<p>等の退職手当の支給制限)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>等の退職手当の支給制限)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第18条第2項から第4項までの規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。</p> <p>6 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市税条例の一部改正)

第5条 浜松市税条例(昭和29年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する<u>掲示場又は規則で定める所轄区役所の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u></p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項</p>

<p>その他<u>地方税法施行規則</u>(昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第4条並びに附則第3項及び附則第4項の規定 令和8年5月21日

(2) 第5条及び附則第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日の翌日のいずれか遅い日

(浜松市屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前にした第2条の規定による改正前の浜松市屋外広告物条例第31条の2の規定に違反する行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(浜松市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の浜松市行政手続条例第14条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後にする通知について適用し、1号施行日前にした通知については、なお従前の例による。

(浜松市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の浜松市職員退職手当支給条例第18条第3項及び第4項(これらの規定を同条例第19条第10項及び第20条第5項において準用する場合を含む。)の規定は、1号施行日以後にする通知について適用し、1号施行日前にした通知については、なお従前の例による。

(浜松市税条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の浜松市税条例第18条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達につい

では、なお従前の例による。

第 77 号 議 案

令和 8年 2月19日提 出

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

総合整備計画書

静岡県浜松市浜名区堀谷辺地
(辺地の人口 59 人・面積 2.5km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称 浜松市浜名区堀谷
- (2) 地域の中心の位置 浜松市浜名区堀谷 229 番 2
- (3) 辺地度数 114 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、浜名区役所の北部、県道熊小松天竜川停車場線沿いに位置し、市の中心部から離れた急峻な山地に集落が開けている。森林施業の遅れが危惧される地域であり、林道を整備することにより林業振興と生産性の向上を図るとともに、森林の持つ多面的機能高め、持続可能な森林経営を推進する。

3 公共的施設の整備計画 令和 8 年度から令和 9 年度まで 2 年間

(単位: 千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	浜松市	22,650	11,325	11,325	11,300
合	計	22,650	11,325	11,325	11,300

総 合 整 備 計 画 書

静岡県浜松市天竜区佐久間町大井辺地
(辺地の人口 239 人・面積 19.4km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称 浜松市天竜区佐久間町大井
- (2) 地域の中心の位置 浜松市天竜区佐久間町大井 2407 番 2
- (3) 辺地度点数 134 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、天竜区役所佐久間支所の東部、国道 152 号沿いに位置し、市の中心部から離れた急峻な山地に集落が開けている。中山間地域の農業の担い手不足や基盤整備の遅れが危惧される地域であり、農道を整備することにより中山間地域の農業の振興と生産性の向上を図るとともに、農地の持つ多面的機能を高め、持続可能な農業経営を推進する。

3 公共的施設の整備計画 令和 8 年度から令和 10 年度まで 3 年間

(単位:千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農道	浜松市	76,000		76,000	76,000
合	計	76,000		76,000	76,000

総合整備計画書

静岡県浜松市天竜区龍山町下平山辺地
(辺地の人口 62人・面積 11.1km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称 浜松市天竜区龍山町下平山
- (2) 地域の中心の位置 浜松市天竜区龍山町下平山 247 番 9
- (3) 辺地度点数 254 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、天竜区役所龍山支所の北部、県道大輪天竜線沿いに位置し、市の中心部から離れた急峻な山地に集落が開けている。辺地内の市道は、天竜区内の国県道等主要な幹線道路と集落を結び、日常生活に必要不可欠な道路であり、また、県道大輪天竜線の有事の際における迂回路としても利用されることから、市道を整備し、道路機能の強化を図ることで道路利用者の安全・安心を確保する。

3 公共的施設の整備計画 令和8年度 1年間

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	浜松市	10,000		10,000	10,000
合	計	10,000		10,000	10,000

総 合 整 備 計 画 書

静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻辺地
(辺地の人口 142 人・面積 13.4km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称 浜松市天竜区龍山町瀬尻
- (2) 地域の中心の位置 浜松市天竜区龍山町瀬尻 926 番 13
- (3) 辺地度点数 193 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、天竜区役所龍山支所の北部、国道 152 号沿いに位置し、市の中心部から離れた急峻な山地に集落が開けている。辺地内の市道は、天竜区内の国県道等主要な幹線道路と集落を結び、日常生活に必要不可欠な道路であり、また、国道 152 号の有事の際における迂回路としても利用されることから、市道を整備し、道路機能の強化を図ることによって道路利用者の安全・安心を確保する。

3 公共的施設の整備計画 令和 8 年度 1 年間

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	浜松市	8,000	0	8,000	8,000
合	計	8,000	0	8,000	8,000

総合整備計画書

静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺辺地
(辺地の人口 108 人・面積 13km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する字の名称 浜松市天竜区龍山町大嶺
- (2) 地域の中心の位置 浜松市天竜区龍山町大嶺 573 番 1
- (3) 辺地度点数 126 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、天竜区役所龍山支所の北部、県道白倉西川線沿いに位置し、市の中心部から離れた急峻な山地に集落が開けている。

辺地内の市道は、天竜区内の国県道等主要な幹線道路と集落を結び、日常生活に必要不可欠な道路であり、また、県道白倉西川線の有事の際における迂回路としても利用されることから、市道を整備し、道路機能の強化を図ることで道路利用者の安全・安心を確保する。

また、辺地内にある現行の飲料水供給施設は昭和 42 年に整備され、地元住民により管理運営を行っているが、近年の豪雨等により水源の取水施設が損傷して断水するなど、日常生活に大きな支障をきたしている。生活線である水道施設の整備を図ることで、安全で安定した飲料水を確保する。

3 公共的施設の整備計画 令和 8 年度 1 年間

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	浜松市	10,000		10,000	10,000
飲料水供給施設	浜松市	423	42	381	300
合 計		10,423	42	10,381	10,300

包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 静岡県浜松市中央区野口町430番地の2
 - (2) 氏 名 松島 達也
 - (3) 資 格 公認会計士

